

学 生 便 覧

2015（平成27）年度

神戸大学発達科学部

平成 27 年度
学 年 暦

前期	前	期	開	始	4月1日								
	春	季	休	業	自 4月1日 至 4月5日								
	入	学		式	4月7日								
	授	業	開	始	4月9日								
	創	立	記	念	日 5月15日								
	月	曜	日	の	振	替	日 7月23日						
	補	講	又	は	期	末	試	験	実	施	期	間	自 7月24日 至 8月6日
	水	曜	日	の	試	験	又	は	調	整	日 8月6日		
	授	業	終	了	8月7日								
	夏	季	休	業	自 8月8日 至 9月30日								
	前	期	終	了	9月30日								
	後期	後	期	開	始	10月1日							
授		業	開	始	10月1日								
月		曜	日	の	振	替	日 12月24日						
金		曜	日	(3 ~ 5 時 限)	の	振	替	日 12月25日					
冬		季	休	業	自 12月25日 至 1月7日								
月		曜	日	の	振	替	日 1月4日						
火		曜	日	の	振	替	日 1月5日						
水		曜	日	の	振	替	日 1月6日						
木		曜	日	の	振	替	日 1月7日						
補		講	又	は	期	末	試	験	実	施	期	間	自 1月21日 至 2月8日
金		曜	日	(3 ~ 5 時 限)	の	試	験	又	は	調	整	日 2月5日	
授		業	終	了	2月8日								
学		位	記	授	与	式 3月25日							
春		季	休	業	自 3月27日								
後		期	終	了	3月31日								

目 次

沿革略史

I 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学ディプロマ・ポリシー	3
2 発達科学部ディプロマ・ポリシー	4

II 教学規則・共通細則・大学教育推進機構規則等

1 神戸大学教学規則	9
2 神戸大学共通細則	40
3 神戸大学学位規程	47
4 神戸大学学生表彰規程	60
5 神戸大学学生懲戒規則	62
6 神戸大学大学教育推進機構規則等	65
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則	65
(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則	67
(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則	74
(4) 再試験制度に関する内規	75
(5) 追試験に関する内規	76
(6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院における成績評価基準及び成績に関する内規	77
(7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について	78
(8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ	79
(9) 協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申合せ	81
(10) 全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて	82
(11) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合わせ	83
7 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程	84

III 学部規則等

1 神戸大学発達科学部規則	89
2 神戸大学発達科学部研究生規程	124
3 神戸大学発達科学部聴講生規程	126
4 神戸大学発達科学部科目等履修生規程	128
5 神戸大学発達科学部外国人特別学生の入学に関する規程	130
6 神戸大学発達科学部特別聴講学生に関する内規	131
7 入学前の既修得単位の認定に関する内規	132
8 神戸大学発達科学部規則第7条ただし書に関する申合せ	133
9 神戸大学発達科学部転学科に関する申合せ	134
10 教育実習の申し込み及び履修における単位修得、及び「プレ実習」について	135
11 「卒業研究」資格判定制度について	135
12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、学期末試験の休講措置について	136
13 成績評価基準に関する内規	137
14 学生からの成績評価に対する申し立て手続きについて	138
15 学期末試験における不正行為に関する取扱い	139
16 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規	139
17 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規	140
18 海外実習の単位認定に関する内規	141

19	海外外国語実習の単位認定に関する内規	142
20	海外インターンシップ実習の単位認定に関する内規	143
21	神戸大学発達科学部セクシュアル・ハラスメント防止のための指針	144
22	神戸大学 ESD コース実施要領	148

IV 学部（履修等）

1	履修方法及び履修に関する心得	155
(1)	履修のあり方について	155
(2)	発達科学部履修要件	156
(3)	履修及び受験手続きについて	156
(4)	他学部の授業科目の履修について	156
(5)	集中講義について	156
(6)	試験及び単位修得の認定について	156
(7)	学期末試験受験上の注意事項	156
(8)	成績評価について	157
(9)	「GPA」及び履修取消制度について	157
(10)	卒業研究について	159
2	学科ごとの履修要件	161
3	資格免許のための科目	188
4	教育職員免許状取得に関する履修要項	190
5	教育職員免許以外の資格について	211
(1)	学芸員の資格に関する科目	211
(2)	社会教育主事の資格に関する科目	212
(3)	社会福祉主事任用資格に関する科目	213
6	交換留学制度	214

V 学生関係

1	学生の日常周知事項	219
(1)	学生への通知等について	219
(2)	証明書類の交付，発行等について	219
(3)	通学定期乗車券の購入について	220
(4)	住所等の変更の届出について	220
(5)	休学，復学，退学等願出について	220
(6)	授業料の納付について	220
(7)	学内掲示物について	221
(8)	発達科学部キャンパスの施設の利用について	221
(9)	教材用印刷機の使用について	222
(10)	禁煙について	223
(11)	車両による構内への乗入れ禁止について	223
(12)	盗難の防止について	223
(13)	その他	223
・	発達科学部所在地及び電話番号	227
・	発達科学部教員名簿	228
・	六甲台地区建物配置図	233
・	発達科学部配置図	234
・	附属学校配置図	234

沿革略史

明治7年5月	兵庫県師範伝習所設置
明治10年1月	神戸師範学校と改称
明治19年9月	兵庫県尋常師範学校と改称
明治30年10月	兵庫県師範学校と改称
明治33年4月	兵庫県第一師範学校と改称
明治34年2月	姫路に兵庫県第二師範学校を設置
明治34年8月	兵庫県第一師範学校を兵庫県御影師範学校と改称 兵庫県第二師範学校を兵庫県姫路師範学校と改称
明治35年2月	兵庫県明石女子師範学校設置
昭和11年4月	兵庫県御影師範学校と兵庫県姫路師範学校を兵庫県師範学校として統合
昭和18年4月	兵庫師範学校として兵庫県明石女子師範学校を包括し国立移管
昭和19年4月	兵庫青年師範学校国立移管
昭和24年5月	兵庫師範学校と兵庫青年師範学校を統合し神戸大学教育学部として発足
昭和51年5月	神戸大学教育学部附属教育学センター設置
平成2年6月	神戸大学教育学部附属教育学センターを神戸大学教育学部附属教育実践 研究指導センターに改組
平成4年10月	神戸大学教育学部を改組し、神戸大学発達科学部を設置 神戸大学教育学部附属教育実践研究指導センターを改組し、神戸大学発達 科学部附属人間科学研究センターを設置
平成9年4月	神戸大学発達科学部と神戸大学国際文化学部を基礎とした神戸大学大学院 総合人間科学研究科修士課程を設置
平成10年3月	養護教諭特別別科を廃止
平成11年4月	神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程後期課程設置
平成17年3月	附属人間科学研究センターを廃止
平成17年4月	3学科12講座を4学科6講座に改組
平成17年4月	総合人間科学研究科発達支援インスティテュートを設置
平成19年4月	神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し、神戸大学大学院人間発達環 境学研究科を設置
平成25年4月	神戸大学大学院人間発達環境学研究科4専攻を改組し、人間発達専攻を設置
平成26年3月	神戸大学大学院総合人間科学研究科を廃止

Ⅰ 学位授与の方針 （ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学ディプロマ・ポリシー

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、本学では、教育課程を通じて授与する学位に関して、学部及び大学院において国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って当該学位を授与する。

○学部あるいは研究科に所定の期間在学し、卒業並びに修了に必要な単位を修得し、当該学部あるいは研究科が定める審査に合格する。

○卒業あるいは修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

「人間性」

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できる。

「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できる。

「国際性」

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮できる。

「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、学士課程にあっては、幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を、また大学院の各教育課程にあっては、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。

2 発達科学部ディプロマ・ポリシー

神戸大学発達科学部は、広い知識と豊かな教養を授けるとともに、乳幼児期から高齢期に至るまでの人間の発達及びそれを取り巻く環境について様々な側面から教育研究し、これらに関する専門的知見及び問題解決能力をもった、自律的な人材の養成を目指す。

○ 学位授与の要件

本学部で定めた期間在学し、本学部の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが、学位授与の要件である。修得すべき授業科目の中には、講義、演習、実験、実習、実技及び卒業研究が含まれる。

○ 課程修了の目安

人間の発達及びそれを取り巻く環境についての専門的知見並びに問題解決能力を備え、自律的な人間として行動できる人材となっているかが、本学部での課程修了の目安となる。

〈人間形成学科〉

人間形成学科に在籍する学生が卒業までに達成を目指す目標は次のとおりとする。

- ・人間の誕生から高齢期に至るころ及び諸能力の発達並びに人間形成に関わる諸要因について、社会的及び文化的な観点から専門的な知識を身につける。
- ・人間の形成をめぐる諸課題に対して、個別専門領域にとどまることのない包括的、学際的な問題解決能力を身につける。

〈人間行動学科〉

人間行動学科に在籍する学生が卒業までに達成を目指す目標は次のとおりとする。

- ・人間の発達と行動について、健康発達、行動発達、身体行動の観点から幅広い学際的な知識を習得し、各ライフステージにおける多様な人間行動を科学的に考察する洞察力を身につける。
- ・人間の生涯発達における、心身の健康、加齢と適応、身体活動や運動の実践に関する専門的知識を習得するとともに、諸課題に対して実践的に取り組む問題解決能力を身につける。

〈人間表現学科〉

人間表現学科に在籍する学生が卒業までに達成を目指す目標は次のとおりとする。

- ・人間の創造的表現に関する理論的・実践的な関心を問題化し、探求することで、人間の表現活動に関する鋭い洞察力と創造力を身につける。
- ・人間の多様な表現形式の壁を越えた複眼的なアプローチと連携を通じて、新しい表現と価値を生み出す能力を身につける。

〈人間環境学科〉

人間環境学科に在籍する学生が卒業までに達成を目指す目標は次のとおりとする。

- ・人間の発達を支え、助け、促すための環境のあり方について、多様な学問分野を横断する幅広い研究視点・方法を身につける。
- ・実験、フィールドワーク、シミュレーション、情報・統計分析、文献調査などの多彩な研究活動を通じて、考察する力を持ち、問題解決に向けて実践的に挑戦できる能力を身につける。

II 教学規則・共通細則・ 大学教育推進機構規則等

1 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

目 次

第 1 章	総 則
第 1 条	趣 旨
第 2 条	教 育 憲 章
第 3 条	学 部
第 4 条	大 学 院
第 5 条	乗 船 実 習 科
第 6 条	収 容 定 員
第 7 条	学 年
第 8 条	学 期
第 9 条	休 業 日
第 2 章	学 部
第 1 節	入 学
第 10 条	入 学 許 可
第 11 条	早 期 入 学
第 12 条	入 学 期
第 13 条	編 入 学
第 14 条	転 入 学
第 15 条	再 入 学
第 16 条	入 学 志 願
第 17 条	入 学 手 続
第 18 条	入学料の免除
第 19 条	入学料の徴収猶予等
第 20 条	死亡等による入学料の免除
第 21 条	宣 誓
第 2 節	修業年限, 教育課程, 課程の履修等
第 22 条	修 業 年 限
第 23 条	修業年限の通算
第 24 条	在 学 年 限
第 25 条	教 育 課 程
第 26 条	授業科目の区分
第 27 条	授 業 の 方 法
第 28 条	履修方法及び試験
第 29 条	履修科目の登録の上限
第 30 条	成績評価基準
第 31 条	単位の授与

第 32 条	単 位 の 基 準
第 33 条	他学部の授業科目の履修
第 34 条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第 34 条の 2	休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目 の単位の取扱い
第 35 条	大学以外の教育施設等における学修
第 36 条	入学前の既修得単位等の認定
第 37 条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第 38 条	転 学 部
第 39 条	転 学 科
第 3 節	留学及び休学
第 40 条	留 学
第 41 条	休 学 の 許 可
第 42 条	休 学 の 解 除
第 43 条	休 学 の 命 令
第 44 条	休学期間の取扱い
第 4 節	退学及び除籍
第 45 条	退 学
第 46 条	疾病等による除籍
第 47 条	入学料等未納による除籍
第 5 節	卒業要件及び学士の学位
第 48 条	卒 業 要 件
第 49 条	学士の学位授与
第 6 節	授 業 料
第 50 条	授業料の納期
第 51 条	授業料の免除
第 52 条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第 53 条	休学者の授業料
第 54 条	退学者等の授業料
第 7 節	賞 罰
第 55 条	表 彰
第 55 条の 2	懲 戒
第 3 章	大 学 院
第 1 節	入 学
第 56 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第 57 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第 58 条	後期課程の入学資格
第 59 条	医学研究科の博士課程の入学資格
第 60 条	医学研究科の博士課程への早期入学
第 61 条	進 学

第 62 条	選 考 方 法
第 2 節	修業年限, 教育方法, 修了要件等
第 63 条	標準修業年限
第 64 条	教 育 方 法 等
第 65 条	他大学大学院等の研究指導
第 66 条	研究指導のための留学
第 67 条	修士課程及び前期課程の修了要件
第 68 条	博士課程の修了要件
第 69 条	専門職学位課程の修了要件
第 70 条	学位論文及び最終試験
第 71 条	修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第 3 節	準 用 規 定
第 72 条	準 用 規 定
第 73 条	履修科目の登録の上限
第 74 条	他大学大学院の授業科目の履修
第 74 条の 2	休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第 75 条	入学前の既修得単位の認定
第 76 条	留 学
第 77 条	休 学
第 4 章	学位プログラム
第 5 章	特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
第 78 条	特別 聴 講 学 生
第 79 条	特別 研 究 学 生
第 80 条	科 目 等 履 修 生
第 81 条	聴講生, 研究生及び専攻生
第 82 条	授 業 料 の 納 期
第 83 条	外国人特別学生
第 6 章	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条の 2	授業料等の不徴収
第 7 章	教育職員免許状
第 85 条	教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 29 条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成 14 年 5 月 16 日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第 3 条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際文化学部	国際文化学科
発達科学部	人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医 学 部	医学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部	グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

(大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課 程 の 別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博 士 課 程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博 士 課 程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博 士 課 程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻	博 士 課 程
	実務法律専攻	専 門 職 学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博 士 課 程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博 士 課 程
	現代経営学専攻	専 門 職 学位課程

理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博 士 課 程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修 士 課 程
	医科学専攻	博 士 課 程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博 士 課 程
工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博 士 課 程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博 士 課 程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博 士 課 程
海事科学研究科	海事科学専攻	博 士 課 程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博 士 課 程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学 期）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学創立記念日 5 月 15 日

春 季 休 業 3 月 27 日から 4 月 5 日まで

夏 季 休 業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬 季 休 業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第 1 項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第 2 章 学 部

第 1 節 入 学

（入学許可）

第 10 条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第 17 条に規定する入学手続を完了した者（第 18 条の規定により入学料の免除を申請している者及び第 19 条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学

における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を

許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入學試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入學試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限，教育課程，課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 学部は、本学、学部、学科及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業

科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第 32 条第 4 項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第 37 条 第 13 条から第 15 条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転 学 部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転 学 科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第 3 節 留 学 及 び 休 学

(留 学)

第 40 条 第 34 条第 1 項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 22 条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退 学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位（医学部医学科にあっては、188 単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位（医学部医学科にあっては、128 単位）以上を修得しているときは、60 単

位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授 業 料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納付期間
前 期 (4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後 期 (10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞 罰

(表 彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときには、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

(懲 戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

第 3 章 大 学 院

第 1 節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされ

- るものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
 - (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進 学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第 63 条 修士課程の標準修業年限は，2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（発達支援論コース）1 年

4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4 年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2 年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3 年とする。

（教育課程）

第 63 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第 64 条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の

時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

（研究指導のための留学）

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1 年履修コース）にあたっては、1 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第 68 条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に 3 年（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位

課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第 3 節 準 用 規 定

(準用規定)

第 72 条 第 12 条 (入学期), 第 14 条 (転入学), 第 15 条 (再入学), 第 16 条 (入学志願), 第 17 条 (入学手続), 第 18 条 (入学料の免除) (第 2 項を除く。), 第 19 条 (入学料の徴収猶予等), 第 20 条 (死亡等による入学料の免除), 第 21 条 (宣誓), 第 22 条 (修業年限) (第 1 項, 第 2 項及び第 3 項を除く。), 第 24 条 (在学年限), 第 27 条 (授業の方法), 第 31 条 (単位の授与), 第 32 条 (単位の基準) (第 2 項及び第 3 項を除く。), 第 33 条 (他学部の授業科目の履修), 第 38 条 (転学部), 第 39 条 (転学科), 第 45 条 (退学), 第 46 条 (疾病等による除籍), 第 47 条 (入学料等未納による除籍), 第 50 条から第 54 条まで (授業料), 第 55 条 (表彰) 及び第 55 条の 2 (懲戒) の規定は, 大学院に準用する。ただし, 第 24 条を準用する場合において, 医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては, 標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては, 第 29 条第 1 項を準用する。この場合において, 「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第 73 条の 2 大学院 (専門職大学院を除く。) の成績評価基準に関しては, 第 30 条を準用する。この場合において, 「各学部」とあるのは「各研究科」と, 「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては, 第 30 条を準用する。この場合において, 「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 74 条 大学院学生その他大学 (外国の大学を含む。) の大学院の授業科目の履修に関しては, 第 34 条を準用する。この場合において, 同条第 3 項中「60 単位」とあるのは, 「10 単位 (ただし, 専門職大学院学生 (法科大学院学生を除く。) にあっては 15 単位, 法科大学院学生にあっては 30 単位)」と, 同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「, 外国の」と, 「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と, 同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては, 第 34 条の 2 を準用する。この場合において, 同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と,

同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項並びに第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留 学）

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休 学）

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

（学位プログラム）

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EUエキスパート人材育成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，
聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第 78 条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第 82 条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、不徴収とする。

6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 7 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定

める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星学科の総定員、平成27年度から平成31年度までの医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員、平成27年度から平成36年度までのその総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 5 平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。

附則別表第1（附則第4項関係）（略）

附則別表第2（附則第5項関係）（略）

別表 収容定員

1 学 部

区 分			入学定員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総 定 員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文 学 部	人 文 学 科		115	115					460	460
国際文化学部	国 際 文 化 学 科		140	140					560	560
発 達 学 部	人 間 形 成 学 科		90	280			学科共通 10	10	360	1,140
	人 間 行 動 学 科		50						200	
	人 間 表 現 学 科		40						160	
	人 間 環 境 学 科		100						400	
法 学 部	法 律 学 科		180	180			20	20	760	760
経 済 学 部	経 済 学 科		270	270			20	20	1,120	1,120
経 営 学 部	経 営 学 科		260	260			20	20	1,080	1,080
理 学 部	数 学 学 科		25	140			学科共通 25	25	100	610
	物 理 学 科		35						140	
	化 学 学 科		25						100	
	生 物 学 科		20						80	
	惑 星 学 科		35						140	
医 学 部	医 学 学 科		100	260	5	5		10	625	1,285
	保健学科	看 護 学 専 攻	80							
		検 査 技 術 科 学 専 攻	40							
		理 学 療 法 学 専 攻	20							
		作 業 療 法 学 専 攻	20							
工 学 部	建 築 学 科		90	540			学科共通 20	20	360	2,200
	市 民 工 学 科		60						240	
	電 気 電 子 工 学 科		90						360	
	機 械 工 学 科		100						400	
	応 用 化 学 科		100						400	
	情 報 知 能 工 学 科		100						400	
農 学 部	食料環境システム学科		35	150			学科共通 10	10	140	620
	資 源 生 命 科 学 科		53						212	
	生 命 機 能 科 学 科		62						248	
海 事 科 学 部	グ ロー バ ル 輸 送 科 学 科		80	200			学科共通 10	10	320	820
	海洋安全システム科学科		40						160	
	マリンエンジニアリング学科		80						320	
合 計				2,535		5		145		10,655

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士 課程		博士課程						専門職 学位課程		修士 課程		博士課程						専門職 学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学 研究科	文化構造専攻			20		8		20						40		24		60			
	社会動態専攻			30	50	12								60	100	36					
国際文化学 研究科	文化相関専攻			20		6		15						40		18		45			
	グローバル文化専攻			30	50	9								60	100	27					
人間発達環境学 研究科	人間発達専攻			52		11								104		33					
	(1年履修コース)			4	96			17						4	188			51			
	人間環境学専攻			40		6								80		18					
法 学 研究科	理論法学専攻			28		14		20						56		42		60			
	政治学専攻			12	40	6								24	80	18					
	実務法律専攻									80	80								240	240	
経済学研究科	経済学専攻			83	83	22	22							166	166	66	66				
経営学 研究科	経営学専攻			51	51	34	34							102	102	102	102				
	現代経営学専攻									69	69								138	138	
理 学 研究科	数 学 専 攻			22		4								44		12					
	物 理 学 専 攻			24		5								48		15					
	化 学 専 攻			28	122	6	29							56	244	18	87				
	生 物 学 専 攻			24		7								48		21					
	惑 星 学 専 攻			24		7								48		21					
医 学 研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25								50	50									
	医 科 学 専 攻									78	78									312	312
保健学研究科	保健学専攻			56	56	25	25							112	112	75	75				

工 学 研究科	建 築 学 専 攻		65		8				130		24			
	市 民 工 学 専 攻		43		6				86		18			
	電 気 電 子 工 学 専 攻		65	324	8	42			130	648	24	126		
	機 械 工 学 専 攻		78		10				156		30			
	応 用 化 学 専 攻		73		10				146		30			
システム 情報学 研究科	システム科学専攻		28		3				56		9			
	情 報 科 学 専 攻		28	80	3	14			56	160	9	42		
	計 算 科 学 専 攻		24		8				48		24			
農 学 研究科	食料共生システム学専攻		27		6				54		18			
	資源生命科学専攻		42	126	8	25			84	252	24	75		
	生命機能科学専攻		57		11				114		33			
海事科学研究科	海 事 科 学 専 攻		60	60	11	11			120	120	33	33		
国 際 協 力 研究科	国際開発政策専攻		26		9				52		27			
	国際協力政策専攻		22	70	7	25			44	140	21	75		
	地域協力政策専攻		22		9				44		27			
合 計			25	1,208		299	78	149	50	2,412		897	312	378

2 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(可否の判定)

第 2 条 入学試験の可否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学 生 証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、3 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日）

この細則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

様式 1 号

入 学 許 可 書			
受験番号		番	
氏 名			
神戸大学 学部に入학을許可する。			
年 月 日			
神戸大学長			

A4 (297×210)

様式 2 号

宣 誓 書			
私は、神戸大学の学生として学業に励み、 本学の規律を守ることを誓います。			
年 月 日			
神戸大学長 殿			
署 名			

A4 (297×210)

様式 3 号

神戸大学 殿		年 月 日	
学部		学科	
学籍番号		番	
住 所			
氏 名		(印)	
休 学 願			
下記のとおり休学したいので御許可願います。			
記			
1 理 由			
2 期 間 自 年 月 日			
至 年 月 日			

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式 4 号

神戸大学 殿		年 月 日	
学部		学科	
学籍番号		番	
住 所			
氏 名		(印)	
復 学 願			
下記のとおり復学したいので御許可願います。			
記			
1 理 由			
2 復学年月日 年 月 日			

注 病気の場合は健康診断書添付（復学意見書）添付のこと。
A4 (297×210)

様式 5 号

		年	月	日
神戸大学 殿				
		学部		学科
		学籍番号		番
		本人住所		
		氏 名	(印)	
退 学 願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1 理 由				
2 退学年月日 年 月 日				

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式 7 号

		年	月	日
神戸大学 殿				
		学部		学科
		学籍番号		番
		住 所		
		氏 名		
欠 席 届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1 理 由				
2 期 間 自 年 月 日				
至 年 月 日				

A4 (297×210)

神戸大学学生証			
写 真	所 属		
	学籍番号		
	氏 名		
	生年月日		
上記の者は、 本学の学生であることを証明する。			
発行年月日		年	月
有効期限		年	月
		日	日
(図書館利用 I D)		神戸大学長 印 (生協組合番号)	

注 意 事 項	
1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、 次の場合は、これを提示しなければならない。 (1)本学教職員の請求があった場合 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、 係員の請求があった場合 (3)本学図書館を利用する場合 (表面顔写真下の数字は図書館利IDです。) 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失したとき、 又は記載内容に変更が生じたときは、 直ちに発行者に届け出ること。 4 卒業、 退学等により学籍を離れたときは、 直ちに発行者に返納すること。	(シール貼付スペース)
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台 1-1 TEL (078) 881-1212 (大代表)	

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (平成) 年 月 日 入学・進学	学籍番号			
研究科 課 程 専 攻	フリガナ				
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)				
	ローマ字				
	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)				
	氏 名				
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)				外国籍
	生年月日 19 (昭和 平成) 年 月 日生				
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス				
	自宅・下宿・寮・その他 ()	携帯			
	〒	P C			
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。				
	住 所	都道府県			
	〔固定電話〕				※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族
	〔携帯電話〕				
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称	電話			
履 歴	年 月	立	高等学校卒業		
	・				
	・				
	・				
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格		
	職 歴	・			
そ の 他	・	～	・		
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場合 は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。	フリガナ				
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)				
	氏 名	本人との続柄 ()			
	〒				
	住 所	都道府県			
	〔固定電話〕				
	〔携帯電話〕				
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックして ください。	☐ 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要)				
	☐ 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)				
	フリガナ 氏 名	本人との続柄 ()			
	〔固定電話〕				{ ☐ 勤務先 ☐ 自宅
	〔携帯電話〕				

- 注 1. 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
2. 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
3. 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4. この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式 9 号

身上異動・住所變更届

年 月 日届出

神戸大学

学部長 殿
研究科長 殿

学 部	学 科	課 程
研究科	専 攻	課 程
学籍番号	フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。（学籍及び学位記の字体として使用）	

下記のとおり 身上異動・住所変更等 がありましたのでお届けします。

記

☐改姓 ☐改名 ☐現住所等変更 ☐父母等の住所等変更 ☐その他の変更（ ）

(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身 上 移 動 (改姓, 改名等) 現 住 所	ローマ字											
	左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)											
	新				異動年月日		年		月		日	
	旧		※証明書類を必ず添付してください。									
	自宅・学生寮・その他()		Eメールアドレス(□携帯 □PC) @									
	郵便番号		—		大学が付与するアドレス以外を記入してください。							
	住 所		都道府県									
〔固定電話〕		—		—								
〔携帯電話〕		—		—								
本人の勤務先等 (該当者のみ)		勤務先名										
		電話		—		—						
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ氏 名				本人との続柄							
	郵便番号		—		〔固定電話〕		—		—			
					〔携帯電話〕		—		—			
	住 所		都道府県		電話番号							
緊急時の連絡先	☐ 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) ☐ 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)											
	フリガナ氏 名				本人との続柄							
	〔固定電話〕		—		—				☐ 勤務先 ☐ 自宅			
	〔携帯電話〕		—		—							

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

3 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。
(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第 4 項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第 5 条第 2 項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第 8 条の規定に準じて論文の審査を、第 9 条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第 1 項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請

者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、前条第1項の教授会の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、前条第1項の教授会の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の議を経て、当該論文の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 別表第 4 に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第 2 項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により

当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則（平成25年10月29日）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

別表 第 1（第 20 条第 1 項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専攻分野の名称
文 学 部	文学
国 際 文 化 学 部	国際文化学
発 達 科 学 部	発達科学
法 学 部	法学
経 済 学 部	経済学
経 営 学 部	経営学又は商学
理 学 部	理学
医 学 部	医学
保 健 学 科	看護学，保健衛生学又は保健学
工 学 部	工学
農 学 部	農学
海 事 科 学 部	海事科学

別表 第 2（第 20 条第 2 項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研 究 科 名	専攻分野の名称	
	修 士	博 士
人 文 学 研 究 科	文学	文学又は学術
国 際 文 化 学 研 究 科	学術	学術
人間発達環境学 研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法 学 研 究 科	法学又は政治学	法学又は政治学
経 済 学 研 究 科	経済学	経済学
経 営 学 研 究 科	経営学又は商学	経営学又は商学
理 学 研 究 科	理学	理学又は学術
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス	医学
保 健 学 研 究 科	保健学	保健学
工 学 研 究 科	工学	工学又は学術
システム情報学 研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農 学 研 究 科	農学	農学又は学術
海 事 科 学 研 究 科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国 際 協 力 研 究 科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学

別表 第 3（第 20 条第 3 項関係）

専門職学位の名称

研 究 科 名	学位の名称
法 学 研 究 科	法務博士（専門職）
経 営 学 研 究 科	経営学修士（専門職）

別表 第 4（第 20 条第 4 項関係）

EU エキスパート人材育成プログラム

別記様式第1 (第3条により学位を授与する場合)

大学印	学	位	記	○第	号
				氏	名
				年	月
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので 学士（○○）の学位を授与する					
年	月	日			
神 戸 大 学 長			氏	名	印

別記様式第2 (第4条第1号により学位を授与する場合)

修第	号	学位記	氏名	年 月 日生	大学印	与する	程を修了したので修士（○○）の学位を授	年 月 日	神戸大学
----	---	-----	----	--------------	-----	-----	---------------------	-------------	------

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修第 号	学位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏 名			
		年 月 日生			

別記様式第4（第4条第4号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修第 号	学位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏 名	本学○○プログラムを修了したことを証する		
		年 月 日生			

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博士第 号	学位記	大学印	氏名 年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神戸大学
----------	-----	-----	--------------	--	-------	------

別記様式第6（第5条第2項により学位を授与する場合）

博ろ第 号	学位記	大学印	氏名 年 月 日生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神戸大学
----------	-----	-----	--------------	---	-------	------

別記様式第7（第6条第1号により学位を授与する場合）

専 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職 大学院の課程を修了したので○○修士（専 門職）の学位を授与する	年 月 日	氏 名 年 月 日 生
				神 戸 大 学	

別記様式第8（第6条第2号により学位を授与する場合）

法 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大 学院の課程を修了したので法務博士（専門 職）の学位を授与する	年 月 日	氏 名 年 月 日 生
				神 戸 大 学	

別記様式第9（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章		
KOB E U N I V E R S I T Y		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○	of ○○○○○○○	
UPON		
○○○○○	○○○○○	
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第10（第4条第2号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記））

学章		
KOB E U N I V E R S I T Y		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○	of ○○○○○○○	
UPON		
○○○○○	○○○○○	
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
and ☆		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

備考 ☆には、別表第4に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第11

		年	月	日
〇〇研究科長	殿			
		学籍番号		
		氏	名	印
学 位 論 文 審 査 願				
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。				
記				
学 位 論 文	通			
論 文 目 録	通			

別記様式第12

		年	月	日
神戸大学長	殿			
		氏	名	印
学 位 申 請 書				
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。				
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。				

別記様式第13

論文目録 論文 1 題目 2 印刷公表の方法及び時期 方 法 時 期 3 冊 数 冊 参考論文 1 題目 2 冊 数 冊	年 月 日 氏 名 印
--	---

別記様式第14

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契 印
				番 号
				年 授 月 与 日
				氏 名
				論 文 題 目
				者 取 印 扱

博士（○○○）

学 位 簿

4 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条 第 2 項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生又は学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

（事 務）

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

（雑 則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式第 1, 2（略）

5 神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条の 2（第 72 条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第 2 条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第 3 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第 5 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部 to 所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 6 条 教授会は、第 4 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができると

ともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して 6 月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(読替規定)

第 12 条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会(文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会)」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第 7 条第 1 項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続を透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、懲戒規則の制定にあわせて、次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第 1 項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

6 神戸大学大学教育推進機構規則等

(1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 大学教育推進本部
- (2) 国際教養教育院
- (3) 国際コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）
- (4) 大学教育研究推進室

2 大学教育推進本部、国際教養教育院、センター及び大学教育研究推進室の業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
大学教育推進本部	・ 学士課程・大学院課程教育の推進のための全学的な取組の企画・立案に関すること。 ・ 大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの全学的な推進に関すること。 ・ 専門教育と全学共通教育の連携に関すること。 ・ 大学教育のグローバル化の推進に関すること。 ・ その他推進本部の業務を実施するために必要なこと。
国際教養教育院	・ 全学共通授業科目の内容の企画運営に関すること。 ・ 全学共通授業科目の実施に関すること。 ・ 全学共通授業科目担当教員に関すること。 ・ 全学共通授業科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・ 専門教育との有機的連携に関すること。
国際コミュニケーションセンター	・ 外国語に関する研究・調査に関すること。 ・ 全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関すること。 ・ 外国語教育環境の整備に関すること。 ・ 外国語教育に係る支援に関すること。 ・ その他センターの業務を実施するために必要なこと。

大学教育研究推進室	・大学教育の推進に係る調査研究に関すること。 ・大学教育の全学的な取組の提案及び支援に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの提案及び支援に関すること。 ・神戸大学大学教育推進機構国際教養教育委員会（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 1 項に定める専門委員会に関すること。 ・その他推進室の業務を実施するために必要なこと。
-----------	---

（職 員）

第 4 条 機構に、次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 大学教育推進本部長
- (4) 国際教養教育院長
- (5) 国際コミュニケーションセンター長（以下「センター長」という。）
- (6) 大学教育研究推進室長
- (7) 大学教育推進本部副本部長
- (8) 国際教養教育院副院長
- (9) 国際コミュニケーションセンター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (10) 教授，准教授，講師，助教及び助手
- (11) その他の職員

（以下略）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進

機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(受験手続)

第 8 条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(成績評価基準)

第 9 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑 則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国際教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

(1) 全学共通授業科目及び単位数（昼間授業科目）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
教 養 原 論	人 間 形 成 と 思 想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文 学 と 芸 術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴 史 と 文 化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人 間 と 社 会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法 と 政 治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	

教 養 原 論	経 済 と 社 会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ESD 基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		ESD論(持続可能な社会づくり2)	2	
		企業社会論	2	
		男女共同参画とジェンダー	2	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
		職業と学び	2	

外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンスⅠ	1	
		英語アドバンスⅡ	1	
		英語アドバンスⅢ	1	
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
		仏語ⅠB	1	
		仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		仏語ⅣA	1	
		仏語ⅣB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
		中国語ⅢA	1	
		中国語ⅢB	1	
		中国語ⅣA	1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 II	中国語Ⅳ B	1	
		ロシア語Ⅰ A	1	
		ロシア語Ⅰ B	1	
		ロシア語Ⅱ A	1	
		ロシア語Ⅱ B	1	
		ロシア語Ⅲ A	1	
		ロシア語Ⅲ B	1	
		ロシア語Ⅳ A	1	
		ロシア語Ⅳ B	1	
	外 国 語 第 III	独語Ⅺ	1	
		独語Ⅻ	1	
		仏語Ⅺ	1	
		仏語Ⅻ	1	
		韓国語Ⅺ	1	
		韓国語Ⅻ	1	
		スペイン語Ⅺ	1	
		スペイン語Ⅻ	1	
		イタリア語Ⅺ	1	
		イタリア語Ⅻ	1	
情 報 科 目		情報基礎	1	
		情報科学	2	
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
共 通 専 門 基 礎 科 目		論理学 S	2	
		心理学 S	2	
		文化人類学 S	2	
		社会学 S	2	
		社会思想史 S	2	
		地理学 S	2	
		日本国憲法	2	
		線形代数学入門	2	
		線形代数学 1	2	
		線形代数学 2	2	
		微分積分学入門	2	
		微分積分学 1	2	
		微分積分学 2	2	
		数理統計学	2	

共 通 専 門 基 礎 科 目	物理学 B 1	2	
	物理学 B 2	2	
	物理学 B 3	2	
	物理学 C 1	2	
	物理学 C 2	2	
	物理学 C 3	2	
	物理学 C 4	2	
	物理学実験	2	
	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学 I	2	
	素材化学 II	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学 I	2	
	物理化学 II	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学 I	2	
	有機化学 II	2	
	化学実験	2	
	生物学 I	2	
	生物学 II	2	
	生物学 III	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	
その他必要と認める科目	総合科目 I		その都度定める。
	総合科目 II		その都度定める。

(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。）第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席したものに対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学留学生センターにおいて特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(受験手続)

第 5 条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(単位の取扱)

第 6 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学留学生センター長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

授業科目	日本語 I	日本語 II	日本語 III	日本語 IV	日本語 V	日本語 VI	日本語 VII	日本語 VIII	I 日本事情	II 日本事情
単位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(4) 再試験制度に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 24 年 12 月 27 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 3 項の規定に基づき、再受験資格制度に関する事項について定める。

第 2 条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第 3 条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験をした科目の成績が、50 点（5 割）以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の 3 分の 2 以上であること。

第 4 条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期期末試験終了後の 2 週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、60 分又は 90 分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第 5 条 再試験で合格した場合の成績評価は 60 点とする。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 27 年 1 月 22 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験、学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院における成績評価基準及び成績に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 27 年 1 月 22 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条及び神戸大学共通細則第 4 条の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院（以下「国際教養教育院」という。）における成績評価基準（以下「基準」という。）及び成績について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に沿って、定期期末試験の結果、学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に行うものとする。

(基準の設定)

第 3 条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。

(基準の公表)

第 4 条 基準は、国際教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

(成 績)

第 5 条 成績については、以下のとおりとする。

評語名（和文）	評語名（英文）	最小点	最大点
秀	S	90	100
優	A	80	89
良	B	70	79
可	C	60	69
不可	F	0	59

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可（C）60 点とする。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 25 年 10 月 24 日

1 交通機関の運休の場合

次の (1) から (3) のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

(1) J R 西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合

(2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合

(3) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。

② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、3 時限目（午後）の授業から実施する。

2. 気象警報発令の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る。）又は特別警報が発令された場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。

(2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、3 時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

2 この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。（専門科目については各学部の指示による。）

3 この取扱いは平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

(8) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 18 年 2 月 23 日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（ただし、クラスの指定はしないものとする。）
 - (2) 物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験，図学演習及び情報基礎
 - (3) 健康・スポーツ科学実習Ⅰ
 - (4) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 教養原論において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
 - 4 教養原論以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験，化学実験及び生物学実験を除く。）
数学系，物理学系，化学系，生物学系，図学系の授業科目，自然科学史
- (2) 情報科目

附 則

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

受講許可カード交付願

学部・学科・コース 学部 学科 コース
 学 籍 番 号
 氏 名

	区 分	曜日／時限	授 業 科 目 名	担当教員	備 考
(1) 学 部 指 定 開 講 枠	外 国 語 科 目	／	英語（ ）		注1) ここにあげる授業科目の再履修については、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとし、受講許可カードによる担当教員の承認が必要。（外国語科目のクラス指定はない。） なお、ここにあげる授業科目以外の学部指定開講枠の授業科目の再履修については、受講許可カードは不要。
		／	英語（ ）		
		／	英語（ ）		
		／	独・仏・中国・ロ 語（ ）		
		／	独・仏・中国・ロ 語（ ）		
	情 報 科 目	／	情報基礎		
	健康・スポーツ科学	／	健康・スポーツ科学実習 I		
	共通専門基礎科目 （実験・図学演習）	／	（ ）実験		
		／	（ ）実験		
		／	（ ）実験		
		／	図学演習		
	共通専門基礎科目 （数学系）	／			
／					
／					
	区 分	曜日／時限	授 業 科 目 名	担当教員	
(2) 学 部 指 定 外 開 講 枠	情報科目 注2	／	情報科学		（必要理由） 注3) 学部指定外開講枠の授業科目を履修しなければならない理由を1授業科目毎に記入すること。 （記入しきれない場合は裏面に記入すること。）
	共通専門基礎科目 注2	／			
		／			
		／			

注2) 実験を除く数学系・物理学系・化学系・生物学系・地学系の授業科目、自然科学史及び情報科学の再履修については、学部指定開講枠の授業科目の他に、学部指定外開講枠の授業科目を履修しなければ修学が困難と認められる場合に限り、受講許可カードにより担当教員の承認を得たうえで、学部指定外開講枠の履修を認める。

- 受講許可カードを必要とする授業科目の、「曜日・時限」、「授業科目名（該当箇所に記入する）」、「教員名」、必要理由等を記入し、教育推進課共通教育グループへ提出のうえ、受講許可カードを受け取ること。
- 記入した授業科目以外に受講許可カードを使用した場合や、記入事項に虚偽が判明した場合は、履修を取り消すことがあるので注意すること。
- この様式は、受講許可カードを配付するうえで、授業科目の確認を行うためのもので、これにより履修を承認するものではない。

(9) 協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 27 年 1 月 22 日

- 1 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が、全学共通授業科目の期末試験を受験できない場合には、期末試験の実施日の変更を認めることがある。
- 2 前項に該当する学生で期末試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに大学教育推進機構国際教養教育院長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ、申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。
- 3 期末試験の実施日の変更は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の上を承を経て、行うものとする。
- 4 期末試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日		
大学教育推進機構国際教養教育院長 殿		
学 部 名		
学籍番号		
氏 名		
電話番号		
協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の 期末試験実施日変更願		
このことについて、下記のとおり期末試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。		
記		
1. 留学先（国名又は機関名）		
2. 留学目的		
3. 留学期間		
自平成 年 月 日 ～ 至平成 年 月 日 (平成 年 月 日出国予定)		
4. 全学共通授業科目		
開講曜日／時限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		
所属学部事務担当者 確認印		
※協定大学であることの確認をお願いします。		

(10) 全学共通授業科目におけるG P Aの取扱いについて (平成24年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)

最終改正 平成27年1月22日

適用年月日 平成27年4月1日

1. G P A対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」,「総合科目Ⅰ,Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てG P A対象科目です。

2. G P A計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「G P Aの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取扱いが異なります。

(1) 教養原論

教養原論は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合、当該学期の成績が合格・不合格にかかわらず、1科目につき、1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。

なお、過去の「不可」の授業科目と当該学期に履修した授業科目とは、同一名称でなくとも構いません。

(2) 外国語科目（英語アドバンストA, B, C）

英語アドバンストは、*重複履修が可能な授業科目です。

合格、不合格に関わらず、すべての成績（「不可」を含む）がG P A計算式に算入されます。

*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

3. 履修取消について

- ・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。
- ・集中講義については、講義最終日の前日までとします。（別途、掲示等により指示します。）

4. その他

上記以外の事項については、全学の「G P A」の取扱いに準じて行います。

(11) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日制定)
最終改正 平成 27 年 1 月 22 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格生を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、国際教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教育推進課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、国際教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

7 神戸大学における授業料，入学料，検定料 及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 平成 26 年 9 月 30 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 52 条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第 22 条第 4 項（教学規則第 72 条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において，出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二

段階目の選抜に係る額は 13,000円とする。

- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000 円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条第 1 項ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第 3 条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の 場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジ デンス (単身室 床面積 15 m ² 未満)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス (単身室 床面積 15 m ² 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の 場合	国際交流会館 (夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館 (家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス (夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス (家族室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

III 学部規則等

1 神戸大学発達科学部規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部における教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学部は、広い知識を授けるとともに、乳幼児期から高齢者に至るまでの人間の発達及びそれを支える環境について様々な側面から教育研究し、教養、人間の発達及びそれを支える環境に関する専門的な知識並びに問題解決能力を有する人材を養成することを目的とする。

(学 科)

第 2 条 本学部に次の学科を置く。

人間形成学科

人間行動学科

人間表現学科

人間環境学科

(各学科における教育研究上の目的)

第 2 条の 2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人間形成学科

広い知識を授けるとともに、人間の誕生から高齢期に至るころ及び諸能力の発達並びに人間形成に関わる諸要因について、社会的及び文化的な観点から教育研究を行い、教養並びに心理、発達、教育及び学習に係わる専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(2) 人間行動学科

広い知識を授けるとともに、人間の行動について、健康発達、行動発達及び身体行動の解析及び応用の視点により、自然科学及び人文・社会科学の面から総合的に教育研究を行い、教養及び各年代における健康課題の解決策、子どもから高齢者に至る人間の行動の発達及び適応を多面的に解明する能力並びに運動・スポーツ等身体活動にかかわる高度な知識及び活動的な生活の実践力を有する人材を養成することを目的とする。

(3) 人間表現学科

広い知識を授けるとともに、音楽、造形、パフォーマンスアート等の人間の様々な表現や創造活動について教育研究を行い、教養、表現領域についての幅広い知識並び

に個々の領域における専門的な知識及び技術を身に付け、研究、創造及び社会的実践に関する能力を有する人材を養成することを目的とする。

(4) 人間環境学科

広い知識を授けるとともに、人間の発達の在り方に深くかかわる環境の諸問題を総合的・学際的に探究し、自然環境、数理情報環境、生活環境及び社会環境の視点から教育研究を行い、理系・文系の枠を超え、教養及び多様な専門的知識を身に付け、それらの統合・融合を積極的に図り、新たな人間環境の創造に向け、理論的・実践的な問題解決の能力を有する人材を養成することを目的とする。

(履修コース)

第 3 条 本学部各学科に次の履修コースを置く。

人間形成学科 心理発達論コース、子ども発達論コース、教育科学論コース、
学校教育論コース

人間行動学科 健康発達論コース、行動発達論コース、身体行動論コース

人間表現学科 人間表現論コース

人間環境学科 自然環境論コース、数理情報環境論コース、生活環境論コース、
社会環境論コース

2 前項に定めるもののほか、学科共通の履修コースとして、発達支援論コースを置く。

3 学生（人間表現学科の学生を除く。）は、第 1 年次の終わりに、希望する履修コースを学部長に届け出て、許可を受けなければならない。ただし、前項の履修コースを希望する学生は、第 2 年次の終わりに学部長に届け出て、許可を受けなければならない。

4 前項により許可された履修コースは、特別の理由がない限り、その変更を認めない。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 5 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 卒業研究については、卒業論文等をもって 10 単位とする。

(履修要件)

第 6 条 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 7 条 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、通年においては 49 単位、各学期においては 30 単位とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(授業科目の履修)

第 8 条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

- 2 卒業研究の履修については、指導教員の承認を受けなければならない。この場合においては、第 3 年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならない。
- 3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 9 条 学生は、神戸大学発達科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として、本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 9 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 9 条の 3 教学規則第 35 条第 1 項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定された単位数は、第 9 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項

により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 10 条 教学規則第 36 条第 1 項及び第 2 項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(試 験)

第 11 条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第 12 条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

3 事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、別途に試験を行うことがある。

(卒業論文等試験)

第 13 条 卒業論文等試験は、最終学期において定められた期日までに、卒業論文等を提出した者について行う。

2 卒業論文等試験は、提出された卒業論文等の審査及び口頭試験により行う。

3 卒業論文等試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として 10 単位を与える。

4 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第 14 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒 業)

第 15 条 所定の期間在学し、第 6 条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(転 学 科)

第 16 条 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(特別聴講学生)

第 17 条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目の開講される期間とする。

(科目等履修生)

第 18 条 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴 講 生)

第 19 条 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研 究 生)

第 20 条 研究生に関する事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 21 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第 3 のとおりとする。

(ESD コース)

第 21 条の 2 環境、開発、平和、人権等の様々な課題を解決する力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、ESD コースを置く。

2 ESD コースに関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員の資格の取得)

第 21 条の 3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）に定める所用の単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以後における在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 ハ（授業科目を削る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数（第4条関係）

イ 本学部共通

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教 養 原 論	人 間 形 成 と 思 想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文 学 と 芸 術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴 史 と 文 化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人 間 と 社 会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法 と 政 治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経 済 と 社 会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	

教 養 原 論		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ESD基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		ESD論(持続可能な社会づくり2)	2	
		企業社会論	2	
		男女共同参画とジェンダー	2	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
		職業と学び	2	

外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンスⅠ	1	
		英語アドバンスⅡ	1	
		英語アドバンスⅢ	1	
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
		仏語ⅠB	1	
		仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		仏語ⅣA	1	
		仏語ⅣB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
		中国語ⅢA	1	
		中国語ⅢB	1	
		中国語ⅣA	1	

外国語科目	外国語第Ⅱ	中国語Ⅳ B	1	
		ロシア語Ⅰ A	1	
		ロシア語Ⅰ B	1	
		ロシア語Ⅱ A	1	
		ロシア語Ⅱ B	1	
		ロシア語Ⅲ A	1	
		ロシア語Ⅲ B	1	
		ロシア語Ⅳ A	1	
		ロシア語Ⅳ B	1	
	外国語第Ⅲ	独語Ⅺ	1	
		独語Ⅻ	1	
		仏語Ⅺ	1	
		仏語Ⅻ	1	
		韓国語Ⅺ	1	
		韓国語Ⅻ	1	
		スペイン語Ⅺ	1	
		スペイン語Ⅻ	1	
		イタリア語Ⅺ	1	
		イタリア語Ⅻ	1	
情報科目		情報基礎	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
資格免許のための科目		日本国憲法	2	
		情報機器の操作	1	
		中等カリキュラム論	2	
		保健体育科教育論 A	2	
		保健体育科教育論 B	2	
		保健体育科教育論 C	2	
		保健体育科教育論 D	2	
		音楽科教育論 A	2	
		音楽科教育論 B	2	
		音楽科教育論 C	2	
		音楽科教育論 D	2	
		美術科教育論 A	2	
		美術科教育論 B	2	
		美術科教育論 C	2	
		美術科教育論 D	2	
社会科教育論 A	2			

資格免許のための科目	社会科教育論B	2	
	社会科教育論C	2	
	社会科教育論D	2	
	地歴科教育論A	2	
	地歴科教育論B	2	
	地歴科教育論C	2	
	地歴科教育論D	2	
	公民科教育論A	2	
	公民科教育論B	2	
	公民科教育論C	2	
	公民科教育論D	2	
	家庭科教育論A	2	
	家庭科教育論B	2	
	家庭科教育論C	2	
	家庭科教育論D	2	
	理科教育論A	2	
	理科教育論B	2	
	理科教育論C	2	
	理科教育論D	2	
	数学教育論A	2	
	数学教育論B	2	
	数学教育論C	2	
	数学教育論D	2	
	教職実践演習（幼・小）	2	
	教職実践演習（中・高）	2	
	初等教育事前・事後指導	1	
	初等教育実地研究	4	
	中等教育事前・事後指導	1	
	中学校教育実地研究A	2	
	中学校教育実地研究B	2	
	高校教育実地研究	2	
	教育実習	3	
	ソルフェージュ	2	
	邦楽器演奏法	2	
	音楽理論	2	
	音文化論	2	
	工芸表現演習	2	
	美術批評	2	

	ヴィジュアル・デザイン	2	
	生活情報処理演習	2	
	家庭看護	2	
	保育学	2	
	家庭経済・経営学	2	
	アパレル実習	2	
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館実習	3	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

□ 人間形成学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
		ESD 演習 I (環境発達学)	2	
		ESD 演習 II (環境発達学)	2	
		ESD 実践論	2	
		異文化理解	2	グローバル専門科目
		海外実習 A	1	認定科目
		海外実習 B	2	認定科目
		外国語実習	1	認定科目
		海外インターンシップ実習	1	認定科目
	学 科 共 通 科 目	心理学入門	2	
		発達心理学概論	2	
		子ども発達論	2	
		子ども教育論	2	
		教育学概論	2	
		道德教育論	2	
		乳幼児発達論	2	
		幼児精神衛生論	2	
		児童心理学	2	
		青年心理学	2	
		児童青年精神医学	2	
		発達障害心理学1	2	
		発達障害臨床学1	2	
		教育心理学	2	
		相談心理学	2	
		臨床心理学	2	
		カウンセリング	2	
		認知発達論	2	
		異文化教育論	2	
		算数教育論	2	
		初等体育論	2	
		音楽表現発達論	2	
		造形表現発達論	2	
		児童言語教育論	2	
		生涯学習論	2	
		教育ディベート入門	2	
		教育人間学	2	
		教職論	2	
		教育制度概説	2	

専 門 科 目	科学技術社会と教育	2	
	情報化社会と教育	2	
	初等社会科教育論	2	
	人間形成学特講	2	
	発達支援論研究	2	
	【心理発達論コース】		
	心理学研究法1A	2	
	心理学研究法1B	2	
	心理学研究法2A	2	
	心理学研究法2B	2	
	心理学研究法3A	2	
	心理学研究法3B	2	
	外書講読	2	
	心理検査法1	2	
	心理検査法2	2	
	心理検査法3	2	
	心理統計法1	2	
	心理統計法2	2	
	生涯発達心理学	2	
	人格形成論	2	
	人間関係発達論	2	
	教育発達心理学	2	
	深層心理学	2	
	障害児発達学	2	
	発達障害心理学2	2	
	発達障害臨床学2	2	
	科学教育論	2	
	障害児指導学	2	
	子ども社会論	2	
	心理発達論演習A	2	
	心理発達論演習B	2	
	心理発達論演習C	2	
	知的障害の心理・生理・病理演習	2	
	卒業研究	10	
	【子ども発達論コース】		
	子どもの発達	2	
	子どもの心と教育	2	
	子どもと生活	2	

専 門 科 目	子どものからだづくり	2	
	子どもの認識	2	
	子どもの表現	2	
	子どもの表現教育	2	
	子どもとメディア	2	
	子どもの発達支援	2	
	外書講読	2	
	子ども発達論演習1	2	
	子ども発達論演習2	2	
	子ども発達研究法1	2	
	子ども発達研究法2	2	
	数理認識発達論	2	
	子どもスポーツ論	2	
	幼年音楽論	2	
	美術教育史論	2	
	乳幼児認知発達論	2	
	造形発達論	2	
	児童文学論	2	
	児童福祉論	2	
	子ども社会論	2	
	心理統計法1	2	
	心理統計法2	2	
	人間関係発達論	2	
	教育制度	2	
	健康行動科学	2	
	異言語指導論	2	
	卒業研究	10	
	【教育科学論コース】		
	教育学研究法1	2	
	教育学研究法2	2	
	教育学研究法3	2	
	教育学研究法4	2	
	教育学研究法5	2	
	教育学研究法6	2	
	教育学研究法7	2	
	教育学研究法8	2	
	外書講読	2	
	教育科学論演習1	2	

専 門 科 目	教育科学論演習2	2	
	教育科学研究1	2	
	教育科学研究2	2	
	教育思想史	2	
	日本教育史	2	
	教育制度	2	
	教育法	2	
	教育政策	2	
	教育行政学	2	
	教育方法学	2	
	学習指導論	2	
	生活指導論	2	
	科学教育論	2	
	カリキュラム論	2	
	社会科教育方法論	2	
	社会教育論	2	
	社会教育計画論	2	
	授業デザイン論	2	
	教師教育史論	2	
	教育哲学	2	
	異言語指導論	2	
	子どもの表現	2	
	造形発達論	2	
	卒業研究	10	
	【学校教育論コース】		
	教育哲学	2	
	学習指導論	2	
	教育政策	2	
	幼児教育内容論	2	
	学習障害等教育総論	2	
	異言語指導論	2	
	学校教育資料調査法	2	
	特別支援教育学	2	
	視覚障害児発達学	2	
	子ども発達論演習1	2	
	教育科学論演習1	2	
	子ども発達論演習2	2	
	教育科学論演習2	2	

専 門 科 目	子ども発達研究法1	2
	教育科学研究1	2
	子ども発達研究法2	2
	教育科学研究2	2
	教育思想史	2
	自然教育論	2
	生活科教育論	2
	初等家政学概論	2
	国語教育方法論	2
	社会科教育方法論	2
	理科教育方法論	2
	算数教育方法論	2
	生活科教育方法論	2
	家庭科教育方法論	2
	音楽表現教育方法論	2
	造形表現教育方法論	2
	運動教育方法論	2
	幼児音楽表現指導法	2
	幼児造形表現指導法	2
	幼児環境指導法	2
	幼児健康指導法	2
	幼児人間関係指導法	2
	幼児言語表現指導法	2
	教師教育史論	2
	教育法	2
	教育行政学	2
	教育方法学	2
	生活指導論	2
	カリキュラム論	2
	授業デザイン論	2
	特別活動指導法	2
	障害児発達学	2
	障害児指導学	2
	発達障害心理学2	2
	発達障害臨床学2	2
	特別支援教育総論	2
	児童文学論	2
	卒業研究	10

ハ 人間行動学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
学 部 共 通 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
		ESD 演習 I (環境発達学)	2	
		ESD 演習 II (環境発達学)	2	
		ESD 実践論	2	
		異文化理解	2	グローバル専門科目
		海外実習 A	1	認定科目
		海外実習 B	2	認定科目
		外国語実習	1	認定科目
		海外インターンシップ実習	1	認定科目
	学 科 共 通 科 目	健康発達概論	2	
		行動発達概論	2	
		身体行動概論	2	
		社会調査法	2	
		エイジング論	2	
		生涯スポーツ論	2	
		人体構造機能論	2	
		健康管理論	2	
		身体機能加齢論	2	
		身体運動のしくみ	2	
		からだの構造と運動	2	
		身体文化論	2	
		健康教育論	2	
		健康評価論	2	
		身体運動発達論	2	
		人間行動特論 A	2	
		人間行動特論 B	2	
		発達支援論研究	2	
	専 門 科 目	【健康発達論コース】		
		ヘルスプロモーション論	2	
		公衆衛生学	2	
		健康統計学	2	
		健康行動科学	2	
		安全行動・管理論	2	
		予防医学概説	2	
		救急医療概説	2	
		健康環境論	2	

専 門 科 目	健康政策論	2	
	国際健康開発論	2	
	身体適応論	2	
	身体運動システム論	2	
	認知発達論	2	
	人間関係発達論	2	
	臨床心理学	2	
	カウンセリング	2	
	子どもの発達支援	2	
	衣環境学1	2	
	栄養学	2	
	生活環境共生論1	2	
	生活環境心理学	2	
	応用統計学A	2	
	健康行動科学演習1	2	
	健康増進科学演習1	2	
	健康環境論演習1	2	
	健康政策論演習1	2	
	ヘルスプロモーション論演習1	2	
	健康行動科学演習2	2	
	健康増進科学演習2	2	
	健康環境論演習2	2	
	健康政策論演習2	2	
	ヘルスプロモーション論演習2	2	
	健康発達研究法	2	
	卒業研究	10	
	【行動発達論コース】		
	行動発達研究法	2	
	行動適応論	2	
	運動処方論	2	
	身体運動システム論	2	
	ヘルスプロモーション論	2	
	予防医学概説	2	
	身体適応論	2	
	スポーツプロモーション論	2	
	運動心理学	2	
	身体運動制御論	2	

専 門 科 目	栄養学	2	
	乳幼児発達論	2	
	臨床心理学	2	
	エイジング論演習1	2	
	身体機能加齢論演習1	2	
	身体適応論演習1	2	
	アクティブエイジング研究演習1	2	
	行動適応論演習1	2	
	健康行動科学	2	
	エイジング論演習2	2	
	身体機能加齢論演習2	2	
	身体適応論演習2	2	
	アクティブエイジング研究演習2	2	
	行動適応論演習2	2	
	バイオメカニクス実験	2	
	健康政策論	2	
	行動発達演習1	2	
	行動発達演習2	2	
	卒業研究	10	
	【身体行動論コース】		
	体育・スポーツ史	2	
	スポーツ社会学	2	
	スポーツマネジメント論	2	
	スポーツプロモーション論	2	
	運動心理学	2	
	身体運動技術論	2	
	運動処方論	2	
	体力科学論	2	
	身体適応論	2	
	身体運動制御論	2	
	子どものからだづくり	2	
	身体運動システム論	2	
	健康行動科学	2	
	運動生理学実験	2	
	バイオメカニクス実験	2	
	陸上運動方法論	1	
	水泳系運動方法論	1	

専 門 科 目	球技運動方法論	1
	武道系運動方法論	1
	舞踊運動方法論	1
	体操運動方法論	1
	野外運動方法論	2
	体育・スポーツ史研究法	2
	スポーツ社会学研究法	2
	運動心理学研究法	2
	体育・スポーツ史演習	2
	スポーツ社会学演習	2
	運動心理学演習	2
	身体運動技術論演習	2
	身体運動制御論演習	2
	運動処方論演習	2
	体力科学論演習	2
	身体運動システム論演習	2
	卒業研究	10

二 人間表現学科

[illegible]

専 門 科 目	第2群 (文化・芸術に関する専門的科目)	人間の発達と表現演習1	2	
		人間の発達と表現演習2	2	
		デザイン史	2	
		都市と建築の20世紀	2	
		都市と建築の20世紀演習	2	
		ファッション文化論	2	
		ファッション文化論演習	2	
		西洋音楽文化論	2	
		西洋音楽文化論演習	2	
		映像論	2	
		映像・メディア論演習	2	
		音楽民族学	2	
		音楽集団活動論	2	
		合唱表現演習	2	
		合奏表現演習	2	
		ピアノ演奏演習1	2	
		ピアノ演奏演習2	2	
		室内楽	2	
		声楽表現演習1	2	
		声楽表現演習2	2	
		音楽作品研究1	2	
		音楽作品研究2	2	
		立体造形	2	
		立体造形論	2	
		絵画表現	2	
		絵画表現論	2	
		舞踊創造論	2	
		舞踊表現	2	
		感性表現論2	2	
		感性表現論演習	2	
		立体投象論	2	
		音楽療法論2	2	
		音楽療法論演習	2	
		ダンスセラピー	2	
		先端表現演習	2	
		先端造形演習	2	
		卒業研究	10	

ホ 人間環境学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
		ESD 演習Ⅰ（環境発達学）	2	
		ESD 演習Ⅱ（環境発達学）	2	
		ESD 実践論	2	
		異文化理解	2	グローバル専門科目
		海外実習A	1	認定科目
		海外実習B	2	認定科目
		外国語実習	1	認定科目
		海外インターンシップ実習	1	認定科目
	学 科 共 通 科 目	人間環境学概論	2	
		自然環境概論	2	
		数理情報環境概論	2	
		生活環境概論	2	
		社会環境概論	2	
		統計の考え方	2	
		環境モデリング入門	2	
		高齢者環境論	2	
		エコロジー論	2	
		発達支援論研究	2	
	科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	物理学B1	2
物理学B2			2	
物理学B3			2	
物理学C1			2	
物理学C2			2	
物理学C3			2	
物理学C4			2	
物理学実験			2	
無機化学基礎			2	
有機化学基礎			2	
生物学Ⅰ			2	
生物学Ⅱ			2	
生物学Ⅲ			2	
基礎地学			2	
線形代数学入門			2	
線形代数学1			2	
線形代数学2			2	
微分積分学入門			2	
微分積分学1			2	
微分積分学2			2	

共 通 専 門 基 礎 科 目	数理統計学	2	
	法律学	2	
	経済学	2	
	政治学	2	
	人文地理学	2	
	外国史	2	
	社会学	2	
	日本史	2	
	倫理学	2	
専 門 科 目	【自然環境論コース】		
	自然環境科学実験A(主として地学)	2	
	自然環境科学実験B(主として生物学)	2	
	自然環境科学実験C(主として化学)	2	
	自然環境科学	2	
	環境地球科学A	2	
	環境地球科学B	2	
	現代物質科学	2	
	現代物理化学A	2	
	現代物理化学B	2	
	現代生命科学A	2	
	現代生命科学B	2	
	環境物理学実験	2	
	物質環境科学実験	2	
	生物環境科学実験	2	
	地球環境科学実験	2	
	野外生物学実習	2	
	分子生命科学実習	2	
	宇宙史	2	
	環境遺伝学	2	
	鉱物学	1	
	地球環境科学特別講義A	1	
	地球環境科学特別講義B	1	
	宇宙環境物理学	2	
	無機化学	2	
	環境植物生態学	2	
	科学哲学論	2	
	大気環境学	2	
	環境地球化学・同演習A	2	
	環境地球化学・同演習B	2	
	環境計測学A	2	

専 門 科 目	環境計測学B	2
	植物環境学1	2
	植物環境学2	2
	生活環境緑化論1	2
	生活環境緑化論2	2
	環境経済学	2
	公衆衛生学	2
	身体適応論	2
	環境物理学	2
	量子物理学	2
	基本粒子物理学	1
	分析化学	2
	環境有機化学	2
	生物有機化学	2
	化学反応論	2
	量子化学	2
	高次分子生命科学	2
	生物環境科学	2
	動物行動生態学	2
	生物多様性論	2
	環境地質学・同演習1	2
	環境地質学・同演習2	2
	地球流体力学	2
	自然環境科学特論A	1
	自然環境科学特論B	1
	自然科学演習	1
	自然科学総合演習	1
	自然環境総合演習	1
	人間環境学総合演習	2
	現代物質科学演習	1
	環境物理学特別演習	2
	情報処理演習	1
	環境数値解析1	2
	環境数値解析2	1
	生命情報科学A	1
	生命情報科学B	1
	応用数学入門・同演習	2
	数理の基礎	4
	解析系の基礎	2
	数理統計の基礎	2

専 門 科 目	応用解析学 A	2	
	応用解析学 B	2	
	応用統計学 A	2	
	応用統計学 B	2	
	情報環境科学 A	2	
	情報環境科学 B	2	
	情報環境科学 C	2	
	卒業研究	10	
	【数理情報環境論コース】		
	数理の基礎	4	
	数理と計算機	2	
	計算機科学 A	2	
	計算機科学 B	2	
	幾何系の基礎	2	
	解析系の基礎	2	
	代数系の基礎	2	
	数理統計の基礎	2	
	応用代数学	2	
	数理と論証	2	
	計算機数学	2	
	応用解析学 A	2	
	応用解析学 B	2	
	応用幾何学 A	2	
	応用幾何学 B	2	
	応用統計学 A	2	
	応用統計学 B	2	
	応用統計学 C	2	
	数理情報先端特論	2	
	情報環境科学 A	2	
	情報環境科学 B	2	
	情報環境科学 C	2	
	代数学 II	2	
	解析学 III	2	
	幾何学 III	2	
	確率論 I	2	
	環境経済学	2	
	生命情報科学 A	1	
	生命情報科学 B	1	
	生活環境メカニクス 1	2	
	生活環境メカニクス実験	2	

専 門 科 目	生活環境電子計測論 1	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	数理認識発達論	2	
	社会調査法	2	
	メディア論	2	
	応用数理特論 1	2	
	情報環境特論 1	2	
	応用数理特論 2	2	
	情報環境特論 2	2	
	応用数理特論 3	2	
	情報環境特論 3	2	
	卒業研究	10	
	【生活環境論コース】		
	生活環境基礎実験	2	
	生活環境調査法	2	
	生活空間計画論 1	2	
	生活環境心理学	2	
	生活環境緑化論 1	2	
	衣環境学 1	2	
	生活環境メカニクス 1	2	
	生活環境電子計測論 1	2	
	食環境学 1	2	
	植物環境学 1	2	
	生活環境共生論 1	2	
	生活空間計画論 2	2	
	生活環境緑化論 2	2	
	住宅設計論	2	
	生活電気・機械	2	
	生活環境メカニクス 2	2	
	衣環境学 2	2	
	生活環境電子計測論 2	2	
	生活エネルギー機器論	2	
	食環境学 2	2	
	植物環境学 2	2	
	生活環境共生論 2	2	
	ライフスタイル論 1	2	
	ライフスタイル論 2	2	
	栄養学	2	
	食環境学実験	2	
	衣環境学実験	2	

専 門 科 目	生活環境メカニクス実験	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	植物環境学実験実習	2	
	食環境学実習	2	
	生活環境共生論実習	2	
	ライフスタイル論実習	2	
	生活空間計画論演習	2	
	生活環境心理学演習	2	
	生活環境緑化論演習	2	
	衣環境学演習	2	
	動作解析コンピュータ演習	2	
	植物環境学演習	2	
	生活環境共生論演習	2	
	ライフスタイル論演習	2	
	現代生活論	2	
	環境経済学	2	
	卒業研究	10	
	【社会環境論コース】		
	社会規範論A	2	
	社会規範論B	2	
	社会文化環境論	2	
	産業社会環境論A	2	
	産業社会環境論B	2	
	地域社会環境論A	2	
	地域社会環境論B	2	
	国際社会環境論	2	
	社会環境思想史	2	
	社会変動史	2	
	産業構造論	2	
	労働史	2	
	都市地域論	2	
	コミュニティ論	2	
	国際平和論	2	
	社会政策史	2	
	福祉国家論	2	
	農村開発論	2	
	地域空間システム論	2	
	フィールドワーク実習	2	
	現代日本社会史	2	
	公共性論	2	

専 門 科 目	家族論	2
	自治体論	2
	国際開発論	2
	環境経済学	2
	生活空間計画論 1	2
	生活空間計画論 2	2
	生活環境心理学	2
	現代生活論	2
	生活環境緑化論 1	2
	生活環境緑化論 2	2
	環境植物生態学	2
	数理と論証	2
	社会調査法	2
	教育思想史	2
	メディア論	2
	公共性論演習 A	2
	社会環境思想史演習 A	2
	社会文化環境論演習 A	2
	産業構造論演習 A	2
	労働史演習 A	2
	都市地域論演習 A	2
	コミュニティ論演習 A	2
	国際開発論演習 A	2
	公共性論演習 B	2
	社会環境思想史演習 B	2
	社会文化環境論演習 B	2
	産業構造論演習 B	2
	労働史演習 B	2
	都市地域論演習 B	2
	コミュニティ論演習 B	2
	国際開発論演習 B	2
	卒業研究	10

へ 発達支援論コース

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	備 考
専 門 科 目	発達支援論研究	2	
	発達支援論演習（ジェンダー研究・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（労働・成人教育支援論）	2	
	発達支援論演習（子ども・家庭支援論）	2	
	発達支援論演習（ボランティア社会・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（障害共生支援論）	2	
	発達支援研究法	2	

別表第2 履修要件（第6条関係）

イ 人間形成学科

授業科目の区分等		授 業 科 目		必要修得単位数				備 考							
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目のうち人間形成と思想の分野を除く各授業科目	各2単位		18									
外国語科目	外国語第Ⅰ	必修	英語リーディングⅠ	1		6									
			英語リーディングⅡ	1											
			英語リーディングⅢ	1											
			英語オーラルⅠ	1											
			英語オーラルⅡ	1											
			英語オーラルⅢ	1											
	外国語第Ⅱ	選択	英語アドバンストA	1											
			英語アドバンストB	1											
			英語アドバンストC	1											
	外国語第Ⅱ	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語)ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えることも可。							
選択		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語)ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB (独語, 仏語, 中国語)SA, SB	各1単位												
外国語第Ⅲ	選択	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語)XI, XII	各1単位												
情報科目		必修	情報基礎	1		1									
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2											
		必修	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1		1									
		選択	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1											
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2		2		※発達支援論コースにあつては, 他学科の学科共通科目を含む10単位とする。							
		選択	別表第1のロに掲げる授業科目	各1単位 または 各2単位											
	学科共通科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	12		12									
		選必		20		20※									
				履修コース						自由選択科目は, 教養原論, 外国語科目, 健康・スポーツ科学, 専門科目, 他学部専門科目, 資格免許のための科目及びその他必要と認める授業科目。 (ただし, 資格免許のための科目のうち, 「初等教育事前・事後指導」, 「初等教育実施研究」, 「中等教育事前・事後指導」, 「中学校教育実施研究A」, 「中学校教育実施研究B」, 「高校教育実施研究」, 「教育実習」, 「博物館実習」を除く。)					
	履修コース専門科目	必修	別表第1のロ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	16		28		26				14		4	
		選必		24	40	12	40	14	40			26	40	2	20
			すべての履修コース専門科目	0		0		0				0		14	
				必修	卒業研究	10									
	自由選択科目				10				40						
合 計				124											

「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を示す。

ロ 人間行動学科

授業科目の区分等		授 業 科 目		必要修得単位数								備 考			
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位				18							
外国語科目	外国語第Ⅰ	必修	英語リーディングⅠ	1				6							
			英語リーディングⅡ	1											
			英語リーディングⅢ	1											
			英語オーラルⅠ	1											
			英語オーラルⅡ	1											
			英語オーラルⅢ	1											
	外国語第Ⅱ	選択	英語アドバンストA	1											
			英語アドバンストB	1											
			英語アドバンストC	1											
	外国語第Ⅱ	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB	各1単位				4				独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えることも可。			
選択		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB (独語, 仏語, 中国語) SA, SB	各1単位												
外国語第Ⅲ	選択	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語)XI, XII	各1単位												
情報科目		必修	情報基礎	1				1							
健康・スポーツ科学	選択	健康・スポーツ科学講義	2												
	必修	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1				1								
	選択	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1												
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2				2				※発達支援論コースにあっては, 他学科の学科共通科目を含む10単位とする。			
		選択	別表第1のハに掲げる授業科目	各1単位 または 各2単位											
	学科共通科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	6				6							
		選必	別表第1のハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	20				20※							
				履修コース								自由選択科目は, 教養原論, 外国語科目, 健康・スポーツ科学, 専門科目, 他学部専門科目, 資格免許のための科目及びその他必要と認める授業科目。 (ただし, 資格免許のための科目のうち, 「初等教育事前・事後指導」, 「初等教育実施研究」, 「中等教育事前・事後指導」, 「中学校教育実施研究A」, 「中学校教育実施研究B」, 「高校教育実施研究」, 「教育実習」, 「博物館実習」を除く。)			
	健康発達論コース	行動発達論コース	身体行動論コース	発達支援論コース											
	履修コース専門科目	必修	別表第1のハ及びヘに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	2	30	4	30	0	30	4	20				
		選必	すべての履修コース専門科目	28		26		30		2					
				0		0		0		14					
				必修	卒業研究	10									
自由選択科目				26						46					
合 計				124											

「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を示す。

ハ 人間表現学科

授業科目の区分等		授 業 科 目		必要修得単位数				備 考			
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		18					
外国語科目	外国語第Ⅰ	必修	英語リーディングⅠ	1		6					
			英語リーディングⅡ	1							
			英語リーディングⅢ	1							
			英語オーラルⅠ	1							
			英語オーラルⅡ	1							
			英語オーラルⅢ	1							
	外国語第Ⅱ	選択	英語アドバンストA	1							
			英語アドバンストB	1							
			英語アドバンストC	1							
	外国語第Ⅱ	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えることも可。			
(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB (独語, 仏語, 中国語) SA, SB			各1単位								
外国語第Ⅲ	選択	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語)Ⅺ, Ⅻ	各1単位								
情報科目		必修	情報基礎	1		1					
健康・スポーツ科学	選択	健康・スポーツ科学講義	2								
	必修	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1		1						
	選択	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1								
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2		2					
		選択	別表第1のニに掲げる授業科目	各1単位 または 各2単位							
				履修コース				自由選択科目は, 教養原論, 外国語科目, 健康・スポーツ科学, 専門科目, 他学部専門科目, 資格免許のための科目及びその他必要と認める授業科目。 (ただし, 資格免許のための科目のうち, 「初等教育事前・事後指導」, 「初等教育実施研究」, 「中等教育事前・事後指導」, 「中学校教育実施研究A」, 「中学校教育実施研究B」, 「高校教育実施研究」, 「教育実習」, 「博物館実習」を除く。)			
				人間表現論コース		発達支援論コース					
	第1群 (文化・芸術に関する横断的科目)	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	4	28	4	10				
		選必		24		6					
	第2群 (文化・芸術に関する専門的科目)	必修		4	34						
		選必		30							
	履修コース専門科目	必修	別表第1のヘに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			4	20				
		選必				2					
		すべての履修コース専門科目				14					
			必修	卒業研究	10						
自由選択科目				20		52					
合 計				124							

「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を示す。

二 人間環境学科

授業科目の区分等		授 業 科 目		必要修得単位数				備 考						
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		14								
外国語科目	外国語第Ⅰ	必修	英語リーディングⅠ	1		6								
			英語リーディングⅡ	1										
			英語リーディングⅢ	1										
			英語オーラルⅠ	1										
			英語オーラルⅡ	1										
			英語オーラルⅢ	1										
	外国語第Ⅱ	選択	英語アドバンストA	1										
英語アドバンストB			1											
英語アドバンストC			1											
外国語第Ⅲ	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語)ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語のⅡA及びⅡBの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替することも可。							
		外国語第Ⅱ	選択	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語)ⅢA, ⅢB, ⅣA, ⅣB (独語, 仏語, 中国語)SA, SB	各1単位									
外国語第Ⅲ	選択			(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語)Ⅺ, Ⅻ	各1単位									
情報科目		必修	情報基礎	1		1								
健康・スポーツ科学		選択	健康・スポーツ科学講義	2										
		必修	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1		1								
		選択	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1										
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2		2		※発達支援論コースにあっては, 他学科の学科共通科目及び共通専門基礎科目を含む16単位とする。 但し, 「自然環境概論」 「数理情報環境論」 「生活環境概論」 「社会環境概論」 から6単位を選択必修とする。						
		選択	別表第1のホに掲げる授業科目	各1単位 または 各2単位										
	学科共通科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2		2								
		選必	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	10		10※								
				履修コース										
				自然環境論コース	数理情報環境論コース	生活環境論コース	社会環境論コース	発達支援論コース						
	共通専門基礎科目	選必	別表第1のホに掲げる授業科目	14	58	14	58	8		52	8	52	0	20
		履修コース専門科目	必修	別表第1のホ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目		6		10			4		0	
	履修コース専門科目		選必	別表第1のホ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	38	34	40	44		2				
		すべての履修コース専門科目		0	0	0	0	14						
		必修	卒業研究	10										
自由選択科目				16		22		48						
合 計				124										

「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を示す。

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第21条関係）

学 科 名	免許状の種類	免許教科
人 間 形 成 学 科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	
人 間 行 動 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
人 間 表 現 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽 美 術 美 術
人 間 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 数 学 数 学 家 庭 家 庭 社 会 地理歴史 公 民

2 神戸大学発達科学部研究生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 20 条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、神戸大学発達科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学発達科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
 - (2) 履歴書（所定の用紙）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前 3 月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
 - (2) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
 - (3) 在職のまま入学することについての所属長の承認書
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、研究期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
- 4 外国人は、第 1 項各号、第 2 項及び前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(入学の時期)

第 8 条 研究生の入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(研究期間)

第 9 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研 究)

第 10 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の指導教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第 11 条 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退 学)

第 12 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 13 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められたとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 神戸大学発達科学部聴講生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 19 条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 聴講生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学発達科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学発達科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
 - (2) 履歴書（所定の用紙）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前 3 月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
 - 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第 1 項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、聴講期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
 - 4 外国人は、第 1 項各号、第 2 項及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(聴講期間)

第 8 条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1 年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2 年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第 9 条 聴講できる授業科目は、1 学期 5 科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第 10 条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 神戸大学発達科学部科目等履修生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 18 条の規定に基づき、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学発達科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学発達科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
 - (2) 履歴書（所定の用紙）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前 3 月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第 1 項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、履修期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
- 4 外国人は、第 1 項各号、第 2 項及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修期間)

第 8 条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1 年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して 2 年を限度とするものとする。

(履修科目)

第 9 条 履修できる授業科目は、1 学期 5 科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試 験)

第 10 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第 11 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第 12 条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 13 条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

5 神戸大学発達科学部外国人特別学生の入学に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 3 条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学発達科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(選考方法)

第 4 条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語習得の程度
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）第 3 条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することができる。

(入学時期)

第 5 条 入学の時期は、学期の初めとする。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、神戸大学発達科学部教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

6 神戸大学発達科学部特別聴講学生に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 17 条の規定に基づき、本学部の特別聴講学生に関する事項を定める。

(許 可)

第 2 条 本学部との協定に基づき、他大学の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講学生として許可する。

(手 続 き)

第 3 条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長を経て、次の書類を提出しなければならない。

- ・特別聴講学生願書（本学部所定用紙）
- ・在学中大学の学業成績証明書

(授業料等)

第 4 条 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

(期 間)

第 5 条 特別聴講学生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講期間とする。

(許可取り消し)

第 6 条 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

7 入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最近改正 平成 18 年 4 月 1 日

この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

1 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち 32 単位を修得し、大学を退学した者
- (3) 本学の科目等履修生として単位を修得した者

2 授業科目の区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

○人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 教養原論 | 18 単位 |
| (2) 外国語科目 英語 | 6 単位 |
| その他の外国語 | 4 単位 |
| (3) 情報科目 | 1 単位 |
| (4) 健康・スポーツ科学 | 1 単位 |
| (5) 専門科目 | 本学で修得した単位を除き 27 単位 |

○人間環境学科

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 教養原論 | 14 単位 |
| (2) 外国語科目 英語 | 6 単位 |
| その他の外国語 | 4 単位 |
| (3) 情報科目 | 1 単位 |
| (4) 健康・スポーツ科学 | 1 単位 |
| (5) 専門科目（共通専門基礎科目含む） | 本学で修得した単位を除き 31 単位 |

3 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の様式）
- (2) 卒業証明書及び在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要綱等）

4 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

5 認定された授業科目の単位数については、規則第 10 条第 3 項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

附 則

1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

8 神戸大学発達科学部規則第7条ただし書に関する申合せ

最近改正 平成18年4月1日

1 年次配当の共通専門基礎科目の履修を必要とする者については，1年間に6単位を超えない範囲で履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。

附 則

- 1 この申合せは，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

9 神戸大学発達科学部転学科に関する申合せ

(趣 旨)

- 1 この申合せは、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 16 条に定める学生の転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学科の時期)

- 2 転学科の時期は、第 2 年次以降の学期の初めとする。

(転学科の許可)

- 3 転学科は、転学科を志望する者（以下「転学科希望者」という。）が次の各号のすべてに該当し、志望学科において特別選考を実施し、その上で、教授会の議を経て許可することがある。ただし、AO 入試、社会人入試及び編入学試験などの特別選抜による入学者については、転学科を認めない。

(1) 転学科志望者の大学入試センター試験の成績が、転学科志望者の入学時における志望学科の入学試験合格者の大学入試センター試験の最低点以上であること。

(2) 志望学科の定員又は志望履修コースの受入可能人数に余裕があること。

(特別選考)

- 4 志望学科は、特別選考として、転学科志望に特別の理由があると認められるかについて面接等による慎重な審議を行うこととする。

(転学科の手続き)

- 5 志望学科の学科長は、特別選考において転学科を認めた場合は教務委員会に転学科の手続きを依頼するものとする。

- 6 教務委員会は、前項の依頼があった場合はその内容を審議した上で教授会に諮るものとする。

(申請の時期)

- 7 転学科志望者は、転学科しようとする学期の 2 月前までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を教務学生係まで提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

10 教育実習の申し込み及び履修における単位修得，及び「プレ実習」について

(平成 17 年 11 月 16 日発達科学部教授会決定)

- 1 教育実習を申し込む場合は，原則として，以下の単位数を満たさなくてはならない。
2 年生で申し込む場合は 1 年生での総単位数 31 単位以上，3 年生以上で申し込む場合は前年度末までに総単位数 62 単位以上修得していること。
- 2 教育実習を履修する場合は，原則として，以下の単位数を満たさなくてはならない。
3 年生で行う場合は総単位数 62 単位以上，4 年生以上で行う場合は総単位数 93 単位以上修得していること。
- 3 3 年次編入学生については，申し込み時点（3 年生 4 月）での単位数を問わない。
- 4 教育実習を行う者は，教育実習を申し込む年度において実施される「プレ実習」（年 2 回程度実施）に出席しなければならない。ただし，複数回数の教育実習を履修する者は，その最初の教育実習を申し込む年度における「プレ実習」出席のみでよい。

11「卒業研究」資格判定制度について

4 年次以降において卒業研究を開始するためには，3 年次終了時点において，以下の単位を修得していなければならない。判定基準に満たない場合には「卒業研究届」（「卒業研究について」P. 159 参照）を提出することができない。

人間形成学科，人間表現学科	人間行動学科	人間環境学科
・外国語科目 8 単位以上	・外国語科目 8 単位以上	・外国語科目 8 単位以上
・情報科目 1 単位	・情報科目 1 単位	・情報科目 1 単位
・健康・スポーツ科学 1 単位	・健康・スポーツ科学 1 単位	・健康・スポーツ科学 1 単位
・教養原論 14 単位以上	・教養原論 14 単位以上	・教養原論 10 単位以上
・専門科目 60 単位以上	・専門科目 50 単位以上 ・自由選択科目 10 単位以上	・専門科目 64 単位以上
84 単位以上	84 単位以上	84 単位以上
(ただし，専門科目には，「発達科学への招待」（2 単位）を含んでいなければならない。)		

※発達支援論コースを履修する学生については，入学した学科の基準による。

12 交通機関の運休，気象警報発令の場合における授業，学期末試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

- （１） JR 西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- （２） 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- （３） 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに，交通機関が運行した場合は，1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに，交通機関が運行した場合は，3 時限目（午後）の授業から実施する。

2. 気象警報発令の場合

神戸市に気象警報（暴風，大雪，暴風雪）又は特別警報（以下「気象警報」という。）が発令された場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

なお，気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに，気象警報が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに，気象警報が解除された場合は，3 時限目（午後）の授業から実施する。

注 1 解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

注 2 演習等少人数の授業については，担当教員と受講者が相談して，授業を行うことがある。

注 3 この取扱いは平成 25 年 10 月 18 日から適用する。

13 成績評価基準に関する内規

(平成 26 年 2 月 21 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 14 条の規定に基づき、成績評価基準について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、各担当教員が当該授業科目の目的に沿って、試験の成績、課題、レポート、平常点（質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に行うものとする。

(基準の公表)

第 3 条 授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスに記載し公表するものとする。

(成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀（90 点以上）

優（80 点以上 90 点未満）

良（70 点以上 80 点未満）

可（60 点以上 70 点未満）

不可（60 点未満）

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

14 学生からの成績評価に対する申し立て手続きについて

(平成 25 年 12 月 20 日制定)

学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格生を確保するため、次のとおり取り扱うこととする。

(申し立ての理由)

学生は、受講した人間発達環境学研究科又は発達科学部開講の授業科目の成績評価について当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、研究科長又は学部長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により研究科長又は学部長に報告することとする。

15 学期末試験における不正行為に関する取扱い

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 2 月 9 日 一部改正

学期末試験において不正行為が発生した場合、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 不正行為と疑われる事態が発生した場合は、その場でその事実を確認のうえ、当該
時限におけるそれ以降の受験は中止させる。
- 2 不正行為が確認された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。
- 3 後日、事実確認書に基づき、監督責任者、担当委員会委員長のもとで事情聴取を行い、
願末書及び反省書を提出させる。
- 4 不正行為に関する事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。
 - (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（通年科目を含む。）の成績はすべて無効と
する。
 - (2) 不正行為が行われた年度の教育実習、博物館実習の単位取得は認めない。
 - (3) 不正行為が行われた時点以降当該年度の教育実習、博物館実習、介護等体験は受
けさせない。
 - (4) 不正行為が行われた学期の卒業研究の単位取得は認めない。
 - (5) 事実経過を学部内に公表する。ただし、氏名は公表しない。
 - (6) 父母等に対し、(1) から (5) の処置を文書で通告する。
- 5 この取扱いは平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

16 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を、6 単位を限度として、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 6 条第 2 項及び別表第 2 に定める外国語科目の単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ（1 単位）、日本語Ⅱ（1 単位）、日本語Ⅲ（1 単位）、日本語Ⅳ（1 単位）、日本語Ⅴ（1 単位）、日本語Ⅵ（1 単位）、日本語Ⅶ（1 単位）、日本語Ⅷ（1 単位）、日本事情Ⅰ（1 単位）、日本事情Ⅱ（1 単位）

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

17 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規

(平成26年12月19日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第34条及び第34条の2並びに神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。）第9条及び第9条の2の規定により、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定の手続きを定める。

(単位の申請方法)

第2条 単位の申請ができる授業科目は、神戸大学又は神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）と協定している外国の大学若しくは短期大学又はやむを得ない事情により協定はしていないが神戸大学発達科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、外国の大学若しくは短期大学（以下、「外国大学等」という。）において履修が認められた授業科目とし、単位の認定を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を本学部教務学生係に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 留学した大学の成績証明書及びその日本語訳
- (3) 留学した大学において履修した授業科目についてのシラバス、授業総時間数などの文書及びその日本語訳

2 前項により単位を申請する授業科目の名称は、学生の希望により外国の大学等の授業科目名又は本学部授業科目（全学共通授業科目を除く。）名に読み替えて申請することができる。

(単位の認定方法)

第3条 外国の大学等において修得した単位は、学部規則第5条に規定する単位の基準に準じて算定する。

2 教授会は、前条第1項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

3 前項の規定による審議に基づき認定された単位は、学部規則第9条第3項及び第9条の2第3項に基づき、60単位を限度として、本学部授業科目で認定された単位は学部規則別表第2の該当の区分に、原文授業科目で認定された単位は同表の自由選択科目の単位数に算入することができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

18 海外実習の単位認定に関する内規

(平成26年12月19日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 4 条で定める授業科目「海外実習 A」（1 単位）及び「海外実習 B」（2 単位）の単位認定の手続きを定める。

(単位の申請方法)

第 2 条 神戸大学又は神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）と交流実績のある海外の大学において、本学部と当該大学が共同で実施する短期留学プログラム（以下「海外実習」という。）に参加した本学部学生は、海外実習に参加した時期に応じて、前期又は後期の単位として、「海外実習 A」又は「海外実習 B」の単位を本学部に対し申請することができる。ただし、学生が休学期間中に参加した海外実習については、この限りでない。

2 単位申請の対象となる「海外実習 A」は研修時間が 30 時間以上のものとし、「海外実習 B」は研修時間が 60 時間以上のものとする。

3 「海外実習 A」又は「海外実習 B」の単位の申請を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を本学部教務学生係に提出するものとする。

- (1) 海外実習単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 実習した大学の受講証明書などの公的文書及びその日本語訳
- (3) 海外実習の内容、研修時間を証明できる書類

(単位の認定)

第 3 条 本学部教授会は、前条第 3 項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

(単位数の上限)

第 4 条 海外実習の単位は、実習内容が異なれば、最大 4 単位まで認定することができる。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

19 海外外国語実習の単位認定に関する内規

(平成26年12月19日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第4条で定める授業科目「外国語実習」（1単位）の単位認定の手続きを定める。

(単位の申請方法)

第 2 条 神戸大学又は神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）と交流実績のある海外大学において実施されている短期語学実習（以下「語学実習」という。）に参加した本学部学生は、語学実習に参加した時期に応じて、前期又は後期の単位として、「外国語実習」の単位を本学部に対し申請することができる。ただし、学生が休学期間中に参加した語学実習については、この限りでない。

2 単位申請の対象となる語学実習は、海外における実習時間が30時間以上（2週間以上の集中講義）のものとする。

3 「外国語実習」の単位の申請を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を本学部教務学生係に提出するものとする。

- (1) 「外国語実習」単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 成績証明書又は受講書及びその日本語訳
- (3) 語学実習の内容、実習時間を証明できる書類及びその日本語訳

(単位の認定)

第 3 条 本学部教授会は、前条第3項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

(単位数の上限)

第 4 条 「外国語実習」の単位は、最大2単位まで認定することができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

20 海外インターンシップ実習の単位認定に関する内規

(平成26年12月19日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学発達科学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 4 条で定める授業科目「海外インターンシップ実習」（1 単位）の単位認定の手続きを定める。

(単位の申請方法)

第 2 条 海外の企業団体等が神戸大学又は神戸大学発達科学部（以下「本学部」という。）と協定等を締結しインターンシップを実施する場合、当該インターンシップに参加した本学部学生は、インターンシップに参加した時期に応じて、前期または後期の単位として、「海外インターンシップ実習」の単位を本学部に対し申請することができる。ただし、学生が休学期間中に参加したインターンシップについては、この限りでない。

2 単位申請の対象となるインターンシップは、海外における実習時間が 30 時間以上のものとする。

3 「海外インターンシップ実習」の単位の申請を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を本学部教務学生係に提出するものとする。

- (1) 「海外インターンシップ実習」に関わる単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 受け入れ先の評定書 及びその日本語訳（別紙様式）
- (3) 「海外インターンシップ実習」の内容、実施時間数を証明できる書類

(単位の認定)

第 3 条 本学部教授会は、前条第 3 項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

(単位数の上限)

第 4 条 「海外インターンシップ実習」の単位は、インターンシップ先が異なれば、最大 2 単位まで認定することができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

21 神戸大学発達科学部セクシュアル・ハラスメント防止のための指針

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

1. 目 的

この指針は、神戸大学発達科学部、人間発達環境学研究科、及び総合人間科学研究科（発達科学系）（以下「本学部」という。）に属するすべての構成員（学生、非常勤職員を含むすべての教職員）が個人として尊重され、就学、就労、教育及び研究のための良好な環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメントの防止とその対応策について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

セクシュアル・ハラスメントは不当な性差別であり、個人の尊厳を損なう行為である。セクシュアル・ハラスメントを受けない権利は、日本国憲法第 13 条の個人の尊重及び同法第 14 条の性別による差別禁止に根拠をもつ基本的人権である。また、セクシュアル・ハラスメントは、知的コミュニティである本学部の品位を著しく損なうものである。したがって、本学部は、日本国憲法、教育基本法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律などの国内法のみならず、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の精神にのっとり、本学部構成員のすべてが個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントのない環境において、就学、就労しうるべく、セクシュアル・ハラスメントを防止する諸施策を講じる責務を負う。以上を実施するにあたっては、関係する学外者をも対象とする。

3. セクシュアル・ハラスメントの定義

「セクシュアル・ハラスメント」とは、言葉、視覚及び行動等により、就学、就労、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な言動を行うこと及びそれに伴い、相手が学業及び職務を行う上で利益又は不利益を与え、就学、就労、教育又は研究のための環境を悪化させることをいい、次に挙げるとおりとする。

- (1) 性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。
- (2) 明示の有無にかかわらず、就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動及び文書・図画などの掲示等により、不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。

なお、以上 3 項目についての具体例は例示のとおり。

セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は、行為者の意図にかかわらず、その行為が相手の意に反したものであるかどうかによる。

4. セクシュアル・ハラスメントについての心がまえ

- (1) 教員と学生の関係については、教員は、評価・評定等学生の在学に関わる重要事項についての権限を有しており、そのことが、セクシュアル・ハラスメントの基盤となりうることを認識する必要がある。
- (2) セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、お互いの人格を尊重しあい、お互いが大切なパートナーであるという意識をもつことが大切である。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、勇気をもって相手に抗議するとともに、不快なことを一人で抱え込むのではなく、相談をすることが大切である。
- (4) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、その日時、内容等について記録（メモ）を取り、目撃者がいたらその人に確認してもらっておくことが重要である。
- (5) 性に関する言動に対する受け止め方には、個人差や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。
- (6) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。
- (7) 本学部構成員間のセクシュアル・ハラスメントに注意するだけでは不十分であり、関係する学内外者との関係にも注意する必要がある。

5. セクシュアル・ハラスメント防止のための対策

- (1) セクシュアル・ハラスメントが発生するような環境・慣習を改善する。
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動を行う。
- (3) 本学部のすべての構成員を対象としたセクシュアル・ハラスメント又はその防止に関係する研修又は学習活動を行う。
- (4) セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設け、複数の相談員を置く。
- (5) セクシュアル・ハラスメントに関する問題を審査する機関を置く。
- (6) セクシュアル・ハラスメントに関する問題解決のために学外の協力を求めることを認める。

6. その他

この指針の内容は、適宜、見直すものとする。

例示

- 1 「(1) 性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。」とは、例えば次の行為等をいう。

- ① 性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること。
- ② 性的要求への服従又は拒否を、人事、労働条件の決定、業務指揮に反映させること。

2 「(2) 明示の有無にかかわらず，就学，就労，教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として，性的誘いかけを行うこと，又は性的に好意的な態度を要求すること。」とは，例えば次の行為等をいう。

- ① 人事権，業務指揮権執行，教育若しくは研究上の指導及び評価又は利益，不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。
- ② 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
- ③ 執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり，交際の働きかけをすること。
- ④ 強引な接触及び性的な行為を行うこと。
- ⑤ 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

3 「(3) 性的言動及び文書・図画などの掲示等により，不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。」とは，例えば次の行為等をいう。

- ① 性的言動については，4 に具体例を示す。
- ② 性に関わる蔑視的な発言をしたり，話題等にすること。

イ．何れかの性であるという理由のみによって，性格，能力，行動等において，劣っているとかあるいは望ましくないものと決めつけること。

ロ．個人の主張や意見を，性としての魅力に結びつけること。

4 定義中でいう「性的言動」とは，性的な関心や欲求に基づく言動をいい，性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれる。具体例を以下に示す。

(1) 性的な内容の発言関係

① 性的な関心，欲求に基づくもの

イ．スリーサイズを聞いたり，「デブ」「チビ」など身体的特徴を話題にすること。

ロ．聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。

ハ．体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」，「もう更年期か」などと言う。

ニ．性的な経験や性生活について質問すること。

ホ．性的な噂を立てたり，性的なからかいの対象とすること。

② 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

イ．「男のくせに根性がない」，「女には仕事は任せられない」などと発言すること。

ロ．成人の男女に対して「男の子，女の子」，「僕，坊や，お嬢さん」と表現したり，相手を卑下する意識のもとに「おじさん，おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

ハ．「男の子らしく」「女の子らしく」「男の子のくせに」「女の子のくせに」等と言った言い方をする。

(2) 性的な行動関係

① 性的な関心，欲求に基づくもの

イ．ヌードポスター等を職場に貼ること。

ロ．雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり，読んだりすること。

- ハ．身体を執拗に眺め回すこと。
 - ニ．食事やデートにしつこく誘うなど、付きまとうこと。
 - ホ．個人の性的魅力、性的能力を点数で評価すること。
 - ヘ．性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
 - ト．身体に不必要に接触すること。
 - チ．特定の個人の衣服や髪、身体に触れたり、首や肩をもんだり又はこれらのことを強要すること。
 - リ．性的な関係を強要すること。
 - ヌ．相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
 - ル．不必要に特定の生徒などの写真を机上などに置くこと。
 - ヲ．記録用のビデオテープ、写真などに特定の学生等ばかり撮ること。
- ② 性別役割分担意識に基づくもの
- イ．女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。
 - ロ．宴会等で隣りに座ることやお酌をすること、カラオケでのデュエット等を強要すること。

22 神戸大学 ESD コース実施要領

(趣 旨)

第1 神戸大学発達科学部，文学部，経済学部，農学部，国際文化学部，工学部及び医学部（以下「7学部」という。）に各学部規則等の規定により神戸大学 ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き，その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 コースは，各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して，持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等については，別表第1のとおりとする。

(履修申請)

第4 履修の対象となる学生は，7学部に所属する学生とし，「神戸大学 ESD コース履修申請書」を所属学部の教務担当係に所定の期日までに提出するとともに，履修登録を行うものとする。

(修了要件)

第5 コースを修了しようとする学生は，別表第2に定めるところに従い，14単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第6 コース修了については，当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

3 修了認定証は，原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第7 この要領に定めるもののほか，コースの実施に関し必要な事項は，7学部が協議して定める。

附 則

この要領は，平成27年4月1日から実施する。

別表第1 授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	開講時期	開講学部等
基礎科目	ESD基礎(持続可能な社会づくり)	2	1 年次前期	国際教養教育院
	実践農学入門	2	1 年次通年	農 学 部
	ESD論 (持続可能な社会づくり2)	2	1 年次後期	国際教養教育院
関連科目	生涯スポーツ論	2	1 年次後期	発達科学部
	子どもの発達	2	2 年次前期	発達科学部
	自然教育論	2	2 年次前期	発達科学部
	健康行動科学	2	2 年次前期	発達科学部
	場所の文化史	2	2 年次前期	発達科学部
	生活空間計画論1	2	2 年次後期	発達科学部
	生活環境緑化論1	2	3 年次前期	発達科学部
	感性表現論2	2	2 年次前期	発達科学部
	国際開発論	2	3 年次前期	発達科学部
	環境植物生態学	2	3 年次前期	発達科学部
	エコロジー論	2	3 年次前期	発達科学部
	メディア論	2	3 年次後期	発達科学部
	生涯発達心理学	2	3 年次前期	発達科学部
	環境人文学講義Ⅰ	2	2 年次前期	文 学 部
	環境人文学講義Ⅱ	2	2 年次後期	文 学 部
	環境NPO実践論	2	2 年次前期	経 済 学 部
	社会コミュニケーション入門	2	2 年次後期	経 済 学 部
	経済地理学	2	2 年次後期	経 済 学 部
	農と植物防疫入門	2	1 年次前期	農 学 部
	熱帯有用植物学	2	1 年次後期	農 学 部
	森林環境学入門	2	1 年次後期	農 学 部
	食料生産管理学	2	2 年次前期	農 学 部
	森林生態学	2	2 年次前期	農 学 部
	植物栄養学	2	2 年次後期	農 学 部
	森林保護学	2	3 年次前期	農 学 部
	ガヴァナンス論	2	2 年次前期	国際文化学部
	バイオエシックス	2	2 年次後期	国際文化学部
	地球環境論	2	1 年次前期	工 学 部
	水文学	2	3 年次前期	工 学 部
	国際関係論	2	3 年次前期	工 学 部
	都市地域計画	2	3 年次前期	工 学 部
	合意形成論	2	3 年次後期	工 学 部
	国際保健	2	2 年次後期	医学部(保健学科)
	災害保健	2	3 年次前期	医学部(保健学科)
	阪神・淡路大震災	2	1 年次前期	国際教養教育院
	総合科目Ⅰ (ボランティアと社会貢献活動)	2	1 年次後期	国際教養教育院
総合実践科目	ESD実践論	2	3 年次後期	発達科学部
フィールド 演習科目	ESD演習Ⅰ (環境発達学)	2	2 年次前期	発達科学部
	ESD演習Ⅰ (環境人文学)	2	2 年次前期	文 学 部
	ESD演習Ⅰ (環境経済学Ⅰ)	2	2 年次前期	経 済 学 部
	ESD演習Ⅰ (兵庫県農業環境論)	2	2 年次後期	農 学 部
	ESD演習Ⅱ (環境発達学)	2	2 年次後期	発達科学部
	ESD演習Ⅱ (環境人文学)	2	2 年次後期	文 学 部
	ESD演習Ⅱ (環境経済学Ⅱ)	2	2 年次後期	経 済 学 部
	ESD演習Ⅱ (実践農学)	2	3 年次通年	農 学 部
	ESD演習Ⅰ (初期体験実習)	2	1 年次前期	医学部(保健学科)
	ESD演習Ⅱ (IPW統合演習)	2	4 年次後期	医学部(保健学科)

別表第2 修了要件

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要単位数	備 考
基礎科目	ESD 基礎（持続可能な社会づくり）	2	2	
	実践農学入門	2		
	ESD論（持続可能な社会づくり2）	2	2	
関連科目	生涯スポーツ論	2	6	自学部開講科目及び他学部開講科目 2単位以上を修得
	子どもの発達	2		
	自然教育論	2		
	健康行動科学	2		
	場所の文化史	2		
	生活空間計画論1	2		
	生活環境緑化論1	2		
	感性表現論2	2		
	国際開発論	2		
	環境植物生態学	2		
	エコロジー論	2		
	メディア論	2		
	生涯発達心理学	2		
	環境人文学講義Ⅰ	2		
	環境人文学講義Ⅱ	2		
	環境 NPO 実践論	2		
	社会コミュニケーション入門	2		
	経済地理学	2		
	農と植物防疫入門	2		
	熱帯有用植物学	2		
	森林環境学入門	2		
	食料生産管理学	2		
	森林生態学	2		
	植物栄養学	2		
	森林保護学	2		
	ガヴァナンス論	2		
	バイオエシックス	2		
	地球環境論	2		
	水文学	2		
	国際関係論	2		
	都市地域計画	2		
	合意形成論	2		
	国際保健	2		
	災害保健	2		
	阪神・淡路大震災	2		
	総合科目Ⅰ（ボランティアと社会貢献活動）	2		
総合実践科目	ESD 実践論	2		フィールド演習科目 4単位修得者が対象
フィールド 演習科目	ESD 演習Ⅰ（環境発達学）	2	4	
	ESD 演習Ⅰ（環境人文学）	2		
	ESD 演習Ⅰ（環境経済学Ⅰ）	2		
	ESD 演習Ⅰ（兵庫県農業環境論）	2		
	ESD 演習Ⅱ（環境発達学）	2		
	ESD 演習Ⅱ（環境人文学）	2		
	ESD 演習Ⅱ（環境経済学Ⅱ）	2		
	ESD 演習Ⅱ（実践農学）	2		
	ESD演習Ⅰ（初期体験実習）	2		
	ESD演習Ⅱ（IPW統合演習）	2		
			14	

(別紙)

第 号

神戸大学 E S D コース修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学 E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) コースの所定の単位を修得したので同コース修了者と認定する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人 神戸大学

発達科学部長

